明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和三十三年四月二十三日

○第二十八回国会　参議院会議録第二十六号

昭和三十三年四月二十三日（水曜日）午前十時五十一分開議

議事日程　第二十五号

昭和三十三年四月二十三日

午前十時開議

第一　通商産業省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院回付）

第二　農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）　（委員長報告）

第三　臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）　（委員長報告）

第四　養鶏振興法案（小山邦太郎君外三十五名発議）　（委員長報告）

第五　医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）　（委員長報告）

第六　日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）　（委員長報告）

第七　首都圏市街地開発区域整備法案（内閣提出、衆議院送付）　（委員長報告）

第八　義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）　（委員長報告）

第九　公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）　（委員長報告）

第一〇　盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）　（委員長報告）

第一一　農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）　（委員長報告）

第一二　青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）　（委員長報告）

第一三　韓国抑留船員の早期送還等に関する請願　（委員長報告）

第一四　日韓漁業問題の早期解決に関する請願　（委員長報告）

第一五　日ソ近海漁業の安全操業協定締結促進に関する請願　（委員長報告）

第一六　日ソ漁業交渉に関する請願　（委員長報告）

第一七　北洋さけます漁業の完全操業等に関する請願　（委員長報告）

第一八　原水爆実験禁止等に関する請願（三件）　（委員長報告）

第一九　原水爆製造等禁止に関する請願　（委員長報告）

第二〇　鹿児島県宝島の米軍基地化阻止に関する請願　（委員長報告）

第二一　長崎県の米軍爆撃演習海域撤廃に関する請願　（委員長報告）

第二二　難民等の渡米完遂に関する請願　（委員長報告）

第二三　金属洋食器に対する米国関税引上げ阻止に関する請願（二件）　（委員長報告）

第二四　自動車にどろよけを装置するの請願（五件）　（委員長報告）

第二五　新潟市に国鉄支社設置の請願（一件）　（委員長報告）

第二六　姫新線鉄道輸送力の拡大強化に関する請願　（委員長報告）

第二七　瀬戸、西大寺両駅間に新駅設置の請願　（委員長報告）

第二八　神立、高浜両駅間の茨城県千代田村逆西地先に踏切警報機設置等の請願　（委員長報告）

第二九　新町村建設推進に関する請願　（委員長報告）

第三〇　奄美群島産業開発基金制度に関する請願　（委員長報告）

第三一　市町村立全日制高等学校教職員の在職期間通算に関する請願　（委員長報告）

第三二　町村財政確立に関する請願　（委員長報告）

第三三　町村財政確立等に関する請願　（委員長報告）

第三四　林道項目を東北開発促進法第十二条第二項に規定する重要事業に追加するの請願　（委員長報告）

第三五　地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律の有効期限延長に関する請願　（委員長報告）

第三六　自治体営病院事業の企業債償還期限改正等に関する請願　（委員長報告）

第三七　山形県の市町村に未開発度補正適用の請願　（委員長報告）

第三八　遊興飲食に対する免税点引上げの請願（八件）　（委員長報告）

第三九　新潟市関屋分水促進に関する請願　（委員長報告）

第四〇　大分県大分川派川裏川の直轄区域編入等に関する請願　（委員長報告）

第四一　鹿児島県川内川改修予算増額等に関する請願　（委員長報告）

第四二　福島県黄金川砂防工事施行に関する請願　（委員長報告）

第四三　栃木県矢板町地域内内川改修工事促進に関する請願　（委員長報告）

第四四　治水事業の早期完全実施に関する請願（二件）　（委員長報告）

第四五　山口県岡田、小鯖両河川改修工事施行に関する請願　（委員長報告）

第四六　岡山県神代川改修工事施行に関する請願　（委員長報告）

第四七　岡山県百間川河口堤防修築工事等促進に関する請願　（委員長報告）

第四八　国土開発縦貫自動車道建設に伴う補償の請願（二件）　（委員長報告）

第四九　新潟県県道塩沢中之島線中前島橋架替に関する請願　（委員長報告）

第五〇　道路整備に関する請願　（委員長報告）

第五一　一級国道三号線中鹿児島市新照院町地内の新上橋、ご道橋拡幅に関する請願（委員長報告）
第五二　鹿児島県枕崎市、市来町間道路の二級国道追加指定に関する請願（委員長報告）
第五三　地方道岐阜揖斐川木ノ本線改良工事促進等に関する請願（委員長報告）
第五四　一級国道四号線中岩手県前沢町路線舗装に関する請願（委員長報告）
第五五　愛知県矢作川美矢井橋の永久橋架替に関する請願（委員長報告）
第五六　道路重点政策確立に関する請願（委員長報告）
第五七　国土開発道路建設促進に関する請願（委員長報告）
第五八　一級国道十号線等整備舗装に関する請願（六件）（委員長報告）
第五九　二級国道飯田浜松線中一部整備促進に関する請願（委員長報告）
第六〇　東北縦貫自動車道建設促進に関する請願（委員長報告）
第六一　二級国道酒田石巻線改良工事施行等に関する請願（委員長報告）
第六二　県道福島赤湯線の二級国道編入に関する請願（委員長報告）
第六三　山形県県道谷地長瀬線中押切、舞台間最上川に架橋の請願（委員長報告）
第六四　昭和三十三年度住宅関係予算に関する請願（委員長報告）
第六五　日本住宅公団賃貸住宅賃貸料低廉化に関する請願（二件）（委員長報告）
第六六　公営住宅建設に関する請願（委員長報告）
第六七　土地収用法の一部改正に関する請願（委員長報告）
第六八　下水道事業費国庫補助増額等に関する請願（二件）（委員長報告）
第六九　都市計画街路環状七号線道路建設促進に関する請願（委員長報告）
第七〇　地名表記訂正に関する請願（委員長報告）

○副議長（寺尾豊君）　諸般の報告は、朗読を省略いたします。

昨二十二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員	柴田　栄君	
地方行政委員	吉江　勝保君	
同	佐野　廣君	
同	伊能　芳雄君	
同	相馬　助治君	
同	秋山　長造君	
同	小幡　治和君	
法務委員	前田佳都男君	
同	椿　繁夫君	
同	高田なほ子君	
同	大和　与一君	
同	横山　フク君	
外務委員	大野木秀次郎君	
大蔵委員	伊能繁次郎君	
文教委員	中野　文門君	
同	成田　一郎君	
同	田中　茂穂君	
同	清澤　俊英君	
同	中田　吉雄君	
同	赤松　常子君	
同	岡　三郎君	
同	井上　清一君	
社会労働委員	近藤　鶴代君	
農林水産委員	最上　英子君	
同	松野　鶴平君	
商工委員	山口　重彦君	
同	占部　秀男君	
同	吉田　法晴君	
運輸委員	川村　松助君	
同	佐藤清一郎君	
同	井上　知治君	
逓信委員	高野　一夫君	
建設委員		

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員	中野　文門君
地方行政委員	伊能繁次郎君
同	松野　鶴平君
同	高野　一夫君
同	占部　秀男君
同	中田　吉雄君
同	佐野　廣君
法務委員	井上　知治君
同	山口　重彦君
同	清澤　俊英君
同	赤松　常子君
外務委員	井上　清一君
大蔵委員	佐藤清一郎君
文教委員	吉江　勝保君
同	川村　松助君
同	大野木秀次郎君
同	最上　英子君
同	高田なほ子君
同	秋山　長造君
同	大和　与一君
同	吉田　法晴君
社会労働委員	横山　フク君
農林水産委員	柴田　栄君
同	田中　茂穂君
商工委員	小幡　治和君
同	椿　繁夫君
同	相馬　助治君
同	三郎君
同	近藤　鶴代君
同	成田　一郎君
運輸委員	前田佳都男君
同	伊能　芳雄君

同日各委員会において当選した理事は左の通りである。

外務委員会	
理事	井上　清一君（井上清一君の補欠）
農林水産委員会	
理事	柴田　栄君（柴田栄君の補欠）
商工委員会	
理事	相馬　助治君（相馬助治君の補欠）
運輸委員会	
理事	成田　一郎君（成田一郎君の補欠）
建設委員会	
理事	田中　一君（田中一君の補欠）

同日議員から左の議案を提出した。

よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法案（草葉隆圓君外六名発議）

同日衆議院から左の議案を提出した。

よって議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

行政書士法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。

よって議長は即日これを委員会に付託した。

厚生省設置法の一部を改正する法律案
経済企画庁設置法の一部を改正する法律案
外務省設置法の一部を改正する法律案
法務省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案

内閣委員会に付託

相続税法の一部を改正する法律案
大蔵委員会に付託
日本電信電話公社法の一部を改正する法律案　逓信委員会に付託
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。
農林省設置法の一部を改正する法律案
運輸省設置法の一部を改正する法律案
内閣委員会に付託
日本開発銀行法の一部を改正する法律案
会計法の一部を改正する法律案（第二十四回国会提出、衆議院継続審査）
失業保険法の一部を改正する法律案
社会労働委員会に付託
昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書（その2）
昭和三十一年度特別会計予備費使用総調書（その2）
昭和三十一年度特別会計予算総則第十条に基く使用総調書
昭和三十一年度特別会計予算総則第十一条に基く使用総調書
昭和三十二年度一般会計予備費使用総調書（その1）
昭和三十二年度特別会計予備費使用総調書（その1）
昭和三十二年度特別会計予算総則第十三条に基く使用総調書
決算委員会に付託
同日衆議院から左の議案を受領した。よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。
社会福祉事業等の施設に関する措置法案（第二十六回国会本院提出、衆議院継続審査）
同日衆議院から、左の内閣提出案が回付された。
通商産業省設置法の一部を改正する法律案
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。
国民年金法案（八木一男君外十六名提出）
水質汚濁防止法案（中村英男君外十三名提出）
同日可決した左の本院提出案は、即日これを衆議院に送付した。
調理師法案
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律案
同日修正議決した左の本院提出案は、即日これを衆議院に送付した。
恩給法第十一条第一項等の金融機関を定める法律案
同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
労働基準法の一部を改正する法律案（藤田藤太郎君外六名発議）
同日修正議決した衆議院送付の左の内閣提出案は、即日これを衆議院に回付した。
刑法の一部を改正する法律案
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案
同日委員長から左の報告書を提出した。
医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書
臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案可決報告書
首都圏市街地開発区域整備法案可決報告書
義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案修正議決報告書
養鶏振興法案可決報告書
青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律案可決報告書
日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案可決報告書
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案修正議決報告書
盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書
農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書
地方行政委員会請願審査報告書第一号
外務委員会請願審査報告書第一号
運輸委員会請願審査報告書第二号
建設委員会請願審査報告書第一号
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
職業訓練法案
科学技術庁設置法の一部を改正する法律案
放射線障害防止の技術的基準に関する法律案
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
公職選挙法の一部を改正する法律案
刑事訴訟法の一部を改正する法律案
証人等の被害についての給付に関する法律案
同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案
同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。
刑法の一部を改正する法律案
同日衆議院から、本院の送付した左の議案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
入場税法の一部を改正する法律案（第二十六回国会衆議院提出、本院継続審査）
同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案
統計法等の一部を改正する法律案
同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
職業訓練法
科学技術庁設置法の一部を改正する法律
放射線障害防止の技術的基準に関する法律
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律
特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律
公職選挙法の一部を改正する法律
刑事訴訟法の一部を改正する法律
証人等の被害についての給付に関する法律

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

刑法の一部を改正する法律
入場税法の一部を改正する法律
外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律
統計法等の一部を改正する法律

同日人事院総裁磯井清君から、国家公務員法第二十四条の規定に基く昭和三十二年度の人事院の業務状況報告書を受領した。

同日内閣から左の報告書を受領した。

日本銀行法第十三条ノ三第十号の規定による報告書

○副議長（寺尾豊君）　これより本日の会議を開きます。

この際、日程第一をあとに回したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺尾豊君）　御異議ないと認めます。

○副議長（寺尾豊君）　日程第一、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

日程第二、臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案（いずれも内閣提出、衆議院送付）

日程第四、養豚振興法案（小山邦太郎君外三十五名発議）

以上、三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺尾豊君）　御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長重政庸徳君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月八日

衆議院議長　益谷　秀次

参議院議長松野鶴平殿

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律

農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「五百四十六億七百万円」を「六百二十六億七百万円」に改める。

第八条中「総裁一人」の下に「、副総裁一人」を加える。

第九条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「総裁を補佐して公庫の事務」を「総裁及び副総裁を補佐して公庫の業務」に、「総裁に」を「総裁及び副総裁に」に、「総裁が」を「総裁及び副総裁が」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　副総裁は、総裁の定めるところにより、公庫を代表し、総裁を補佐して公庫の業務を掌理し、総裁に事故があるときにはその職務を代理し、総裁が欠員のときにはその職務を行う。

第十条第二項中「理事」を「副総裁及び理事」に改める。

第十一条から第十四条までの規定中「総裁」の下に「、副総裁」を加える。

第十五条中「総裁」の下に「、副総裁及び理事」を加える。

第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条の二　公庫は、前条第一項、第三項及び第四項に規定する業務の外、農産物価格安定法（昭和二十八年法律第二百二十五号）第二条第一項に規定する農産物等を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業であつて、当該事業により当該農産物等につき新規の用途が開かれ、当該農産物等の消費が拡大されると認められるものを営む者に対し、その製造又は加工に必要な施設の改良、造成又は取得に必要な長期且つ低利の資金であつて他の金融機関が融通することを困難とするもののうち主務大臣の指定するものの貸付の業務を行うことができる。

2　前項に規定する資金の貸付の利率、償還期限及び据置期間は、別表の範囲内で公庫が定める。

第三十六条第三号中「第十八条」の下に「及び第十八条の二」を加える。

別表を次のように改める。

別表

貸付金の種類	利率の最高	償還期限	据置期間
一　第十八条第一項各号に掲げる資金			
(一)　農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金	年七分	十五年	五年
(二)　造林に必要な資金	年七分	二十年	五年
(三)　森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金	年四分五厘	二十五年	—
(四)　林道の改良、造成又は復旧に必要な資金	年八分	十五年	二年
(四)　漁港施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金	年七分	十五年	三年
(六)　漁船の改造、建造又は取得に必要な資金	年八分	十五年	三年
(七)　製塩施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金	年八分	十五年	五年
(八)　農林漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金	年八分二十五年		三年
(九)　農林漁業の生産力の維持増進に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの	年七分五厘	十五年	三年
二　第十八条の二第一項に規定する資金	年八分	十五年	三年

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　農林漁業金融公庫法第四条第一項の改正に伴い政府から出資すべき金額は、昭和三十三年度において出資するものとする。

昭和三十三年四月二十三日　参議院会議録第二十六号　農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案外二件

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十五条により送付する。

昭和三十三年四月八日

衆議院議長　益谷　秀次

参議院議長松野鶴平殿

臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案

臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律

臨時肥料需給安定法（昭和二十九年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「肥料の需給の調整を図るため」の下に「必要があると認めるときは」を加え、「買い取るべき旨を指示するものとする」を「買い取るべき旨の指示をすることができる」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

養鶏振興法案

右の議案を発議する。

昭和三十三年四月四日

発議者

小山邦太郎　雨森　常夫
伊能　芳雄　井上　清一
井上　知治　石原幹市郎
上原　正吉　大谷　贇雄
勝俣　稔　大内　四郎
草葉　隆圓　剱木　亨弘
小滝　彬　小西　英雄
小林　英三　小林　武治
後藤　義隆　近藤　鶴代
左藤　義詮　佐藤清一郎
佐野　廣　重政　庸徳
柴田　栄　杉原　荒太
関根　久蔵　田中　茂穂
苫米地英俊　中野　文門
仲原　善一　西岡　ハル
西川甚五郎　野本　品吉
藤野　繁雄　堀　末治
堀本　宜實　武藤　常介

賛成者

青木　一男　青柳　秀夫
秋山俊一郎　有馬　英二
井野　碩哉　石井　桂
石坂　豊一　泉山　三六
稲浦　鹿藏　岩沢　忠恭
植竹　春彦　小澤久太郎
小幡　治和　大川　光三
大沢　雄一　大谷　瑩潤
大谷藤之助　大野木秀次郎
鹿島守之助　川村　松助
黒川　武雄　古池　信三
木暮武太夫　小柳　牧衛
紅露　みつ　西川弥平治
西郷吉之助　斎藤　昇
迫水　久常　笹森　順造
塩見　俊二　重宗　雄三
下條　康麿　高野　一夫
高橋進太郎　館　哲二
谷口弥三郎　土田国太郎
鶴見　祐輔　手島　栄
苫米地義三　永野　護
成田　一郎　西田　信一
野村吉三郎　林田　正治
林屋亀次郎　一松　定吉
平井　太郎　平島　敏夫
廣瀬　久忠　本多　市郎
前田佳都男　増原　恵吉
三浦　義男　三木與吉郎
安井　謙　横山　フク
吉江　勝保　吉野　信次

参議院議長松野鶴平殿

養鶏振興法

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　鶏の改良増殖（第二条―第四条）
第三章　ふ化業者の事業場についての登録（第五条―第十五条）
第四章　養鶏経営の改善等のための助成（第十六条・第十七条）
第五章　鶏卵の需給調整のための助成（第十八条・第十九条）
第六章　雑則（第二十条―第二十三条）
第七章　罰則（第二十四条―第二十八条）

附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、鶏の改良増殖に関し必要な事項を定め、ふ化業者の事業場につき登録の制度を設け、並びに養鶏経営の改善及び鶏卵の需給調整のために必要な助成措置を講じ、もつて養鶏の振興を図るとともに、あわせて農業経営の安定と国民食生活の改善に資することを目的とする。

第二章　鶏の改良増殖

（ふ化業者の届出）

第二条　ふ化業者（人工ふ化の方法により鶏の初生びなを生産することを業とする者をいう。以下同じ。）は、農林省令の定めるところにより、その者が人工ふ化の方法による鶏の初生びなの生産の用に供する事業場（次条第一項第一号に掲げる種畜牧場、施設及び試験研究機関を除く。）につき、毎年、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に対し、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　事業場の名称及び所在の場所

三　当該事業場においてふ化する鶏の種卵の生産の用に供する鶏の雄及び雌の羽数並びに初生びなの生産羽数

四　当該事業場においてふ化する鶏の種卵の生産業者の氏名又は名称及び住所

五　前各号に掲げるもののほか農林省令で定める事項

（種卵に関する制限）

第三条　ふ化業者は、種鶏検査に合格した鶏の雄及び雌により生産された種卵（以下この条において「検査鶏種卵」という。）である旨を種卵の生産者が農林省令の定めるところにより証明したものでない種卵（ふ化業者が自己の生産した種卵をふ化する場合にあつては、検査鶏種卵でない鶏卵）をふ化してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一　国の種畜牧場及びこれに類する都道府県の施設並びに国又は都道府県の試験研究機関において生産された鶏卵をふ化するとき並びにこれらの種畜牧場、施設及び試験研究機関において鶏卵をふ化するとき。

二　前号に該当する場合を除き、試験研究のためにする場合その他農林省令で定める場合において都道府県知事の許可を受けてするとき。

2　何人も、検査鶏種卵でない鶏卵につき検査鶏種卵である旨の証明をしなければならない。

（種鶏検査）

第四条　前条第一項の種鶏検査は、その鶏が農林省令で定める伝染性疾患、遺伝性疾患及び繁殖機能の障害（第三項において「疾患」という。）を有しないかどうかについて、都道府県知事が、毎年一回定期に行う。ただし、都道府県知事は、疾病その他やむを得ない事由により定期の種鶏検査を受けることができなかつた鶏がある場合その他特別の必要がある場合には、さらに臨時に種鶏検査を行うことができる。

2　前項の規定による種鶏検査の合格の効力の有効期間は、定期の種鶏検査にあつては、その種鶏検査の日から一年間（その期間満了前に次の定期の種鶏検査が行われる場合にあつては、その種鶏検査の日までの期間）とし、臨時の種鶏検査にあつては、その種鶏検査の日から次の定期の種鶏検査の日までの期間とする。ただし、都道府県知事は、やむを得ない事由により定期の種鶏検査の日から一年以内に次の定期の種鶏検査を行うことができない場合には、定期の種鶏検査の合格の効力の有効期間を六月以内に限り延長することができる。

3　都道府県知事は、第二十条第一項の規定による検査の結果、疾患にかかつていると認めた鶏について、その疾患の程度により、種鶏検査の合格の効力を取り消し、又は停止することができる。この場合において、効力を停止した鶏の疾患がなおつたときは、都道府県知事は、すみやかにその停止を解除しなければならない。

4　種鶏検査の合格の効力及びその取消、停止又は停止の解除の効力は、全都道府県に及ぶ。

5　都道府県知事は、種鶏検査を行つたときは、これに合格した鶏に農林省令で定める素材及び様式の標識を附さなければならない。

6　都道府県知事は、第三項前段の規定により種鶏検査の合格の効力を取り消したとき及び種鶏検査に合格した鶏につき次の種鶏検査を行つたときは、前項の規定により附された標識を除去しなければならない。

7　都道府県知事以外の者は、第五項の標識又はこれと紛らわしい標識を鶏に附してはならない。

8　前各項に規定するもののほか、種鶏検査の方法及び手続に関し必要な事項、標識に関し必要な事項、種鶏検査の合格及びその効力に関する公表及び証明に関し必要な事項その他種鶏検査に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章　ふ化業者の事業場についての登録

（登録の申請）

第五条　第二条の規定による届出をしたふ化業者であつてその人工ふ化の方法による生産に係る鶏の初生びなの販売を業とするものは、農林省令の定めるところにより、その者が人工ふ化の方法による鶏の初生びなの販売を目的とする生産の事業の用に供する事業場につき、事業場ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した書類その他必要な書類を出して、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に登録を申請することができる。

一　氏名及び住所（法人が申請する場合にあつては、名称及び住所並びにその役員の氏名及び住所）

二　事業場の名称及び所在の場所

三　次条第一項各号に掲げる事項に関する事項

（登録）

第六条　都道府県知事は、前条の規定による申請があつた場合において申請に係る事業場が次の各号に掲げる事項につき政令で定める基準に適合すると認めるときは、ふ化事業場登録原票（以下「登録原票」という。）に登録をしなければならない。

一　ふ化施設

二　当該事業場においてふ化する種卵（委託を受けてふ化するものを除く。）の生産の用に供する鶏

三　前二号に掲げるもののほか政令で定める事項

2　都道府県知事は、申請者が次の各号の一に該当するときは、前項の規定にかかわらず、登録をしないことができる。

一　第十一条第一項第二号又は第四号の規定により登録の取消を受けた日から二年を経過しない者

二　前号に該当する者を除き、この法律若しくは家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）若しくはこれに基く命令（都道府県規則を含む。）の規定又はこれらに基く処分に違反した日から二年を経過しない者

三　法人であつて、その役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

3　都道府県知事は、登録をしたときは、遅滞なく、当該登録を受けた者に登録証を交付しなければならない。

4　都道府県知事は、登録をしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その申請者に対し、その理由を記載した文書をもつて、その旨を通知しなければならない。

5　農林大臣は、第一項の基準を定める政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、養鶏振興審議会の意見を聞かなければならない。

（登録原票及び登録証）

第七条　登録原票には、次の各号に掲げる事項を登載するものとする。

一　登録番号及び登録年月日

二　第五条第一号及び第二号に掲げる事項

三　前条第一項各号に掲げる事項につき政令で定める事項

2　登録証には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

一　登録番号及び登録年月日

二　登録の有効期限

三　氏名又は名称及び住所

四　事業場の名称及び所在の場所

3　前二項に規定するもののほか、登録原票の更正及び閉鎖、登録証の書換交付、再交付及び返納その他登録原票及び登録証に関し必要な事項は、政令で定める。

（登録の有効期間）

第八条　登録の有効期間は、二年とする。

2　登録の有効期間は、申請により更新することができる。

3　登録の有効期間の更新については、第五条及び第六条（第三項を除く。）の規定を準用する。

（承継）

第九条　登録を受けた者について相続又は合併があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該事業場における事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、その登録を受けた者の地位を承継する。

2　前項の規定により登録を受けた者の地位を承継した者は、その日から二週間以内に、農林省令で定める書類を添えて、当該承継に係る事業場の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

（登録を受けた者の届出等）

第十条　登録を受けた者は、農林省令の定めるところにより、登録又は登録の有効期間の更新の申請の際提出した書類の記載事項に変更を生じたときは、登録を受けた事業場の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

2　登録を受けた者が次の各号の一に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、その日から二週間以内に、登録を受けた事業場の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

一　登録を受けた者が、登録を受けた事業場における人工ふ化の方法による鶏の初生びなの販売を目的とする生産の事業を廃止したときは、その者

二　登録を受けた者が法人である場合において合併以外の事由により解散したときは、その清算人（破産による解散の場合にあつては、破産管財人）

3　前項第一号の届出があつたとき及び登録を受けた法人が合併以外の事由により解散したときは、登録は、その効力を失う。

（登録の取消）

第十一条　都道府県知事は、登録を受けた事業場が第一号に該当するとき又は登録を受けた者が第二号から第四号までの一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一　第六条第一項の基準に適合しなくなつたとき。

二　偽りその他不正な手段により登録又は登録の有効期間の更新を受けたとき。

三　第六条第二項第三号に該当するに至つたとき。

四　この法律若しくはこれらに基く命令（都道府県規則を含む。）の規定又はこれらに基く処分に違反したとき。

2　都道府県知事は、登録を受けた者の地位を承継した者がその承継の際第六条第二項各号の一に該当していたときは、その承継の日から一年以内に限り、当該承継に係る登録を取り消すことができる。

3　都道府県知事は、登録の取消をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、あらかじめ期日、場所及び当該処分の理由を通知して公開による聴聞を行い、その者又はその代理人が意見を述べ、かつ、証拠を提出する機会を与えなければならない。

4　登録を取り消した場合については、第六条第四項の規定を準用する。

（公告及び登録原票の送付）

第十二条　都道府県知事は、登録、登録の有効期間の更新又は登録の取消をしたとき、登録が効力を失つたとき及び登録を受けた者の地位の承継、登録を受けた者の氏名若しくは名称の変更又は登録を受けた事業場の名称若しくは所在の場所の変更の届出があつたときは、遅滞なく、農林大臣にこれを報告しなければならない。

2　農林大臣は、前項の規定による報告があつたときは、遅滞なく、その報告に係る事項を公告しなければならない。

3　都道府県知事は、登録を受けた事業場の他の都道府県の区域内からの移転に係る第十条第一項の届出を受けたときは、当該他の都道府県の知事に対し、遅滞なく、当該事業場に係る登録原票の送付を請求しなければならない。

4　前項の規定による請求を受けた都道府県知事は、請求をした都道府県知事に対し、遅滞なく、当該登録原票を送付しなければならない。

（登録等の効力）

第十三条　登録及びその取消の効力は、全都道府県に及ぶ。

（表示の義務）

第十四条　登録を受けた者は、当該登録を受けた事業場で生産した鶏の初生びな（委託を受けて生産したものを除く。）を販売するときは、農林省令の定めるところにより、その初生びなにつき、登録を受けた事業場で生産したものである旨の表示を附さなければならない。

（登録の虚偽表示の禁止）

第十五条　何人も、登録を受けていない事業場につき、登録を受けた事業場である旨の表示若しくはこれと紛らわしい表示をし、又は登録を受けた事業場で生産されたもの（委託を受けて生産されたものを除く。）でない鶏の初生びなにつき、登録を受けた事業場で生産された旨の表示若しくはこれと紛らわしい表示をしてはならない。

第四章　養鶏経営の改善等のための助成

（補助、融資のあつせん等）

第十六条　政府は、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、養鶏経営又は鶏卵肉の処理の改善に関し、補助することができる。

2　政府は、必要があると認めるときは養鶏施設、鶏卵のふ化施設又は鶏卵肉の処理施設の設置その他養鶏経営の改善に要する資金の融通のあつせんその他必要な助成措置を講ずるものとする。

（補助）

第十七条　政府は、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、養鶏に関する指導又は普及の事業の実施に要し、補助することができる。

第五章　鶏卵の需給調整のための助成

（補助）

第十八条　政府は、鶏卵の価格の安定を図るためにその需給を調整することが必要であると認めるときは、予算の範囲内において、政令

の定めるところにより、鶏卵の需給の調整に必要な事業の実施に関し、補助することができる。

（融資のあつせん等）

第十九条　政府は、必要があると認めるときは、前条の事業の実施に要する資金の融通のあつせんその他必要な助成措置を講ずるものとする。

第六章　雑則

（立入検査等）

第二十条　都道府県知事は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、その必要の限度内において、ふ化業者及び鶏の種卵の生産業者からこれらの者の業務の状況に関し報告を徴収し、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは事業場に立ち入り、施設、鶏、鶏卵、帳簿書類その他の物件につき検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を証する証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（不服の申立）

第二十一条　第六条第四項（第八条第三項において準用する場合を含む。）の処分に対して不服のある者は、その処分のあつたことを知つた日から二週間以内に、その旨を記載した書面をもつて都道府県知事に不服の申立をすることができる。

2　都道府県知事は、前項の不服の申立を受けたときは、その申立をした者に対し、あらかじめ期日及び場所を通知して公開による聴聞を行い、その者又はその代理人が意見を述べ、かつ、証拠を提出する機会を与えた後、文書をもつて決定をし、その写を不服の申立をした者に送付しなければならない。

（報告の徴収）

第二十二条　農林大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、都道府県知事に対し報告を求めることができる。

（養鶏振興審議会）

第二十三条　農林省に、養鶏振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、この法律中他の規定に定めるもののほか、養鶏の振興に関する重要事項について、農林大臣の諮問に応じて答申し、及び農林大臣に建議することができる。

3　審議会は、委員十人以内で組織する。

4　委員は、養鶏を行う農業者その他の養鶏業者の意見を代表する者、ふ化業者の意見を代表する者及び学識経験者のうちから農林大臣が任命する。

5　農林大臣は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を総理させる。

6　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7　委員は、再任されることができる。

8　委員は、非常勤とする。

9　前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第七章　罰則

第二十四条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第三条第一項又は第二項の規定に違反した者

二　偽りその他不正な手段により第六条第一項（第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による登録を受け、又は登録の有効期間の更新を受けた者

三　第十五条の規定に違反した者

第二十五条　次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一　第四条第七項の規定に違反した者

二　第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し虚偽の陳述をした者

第二十六条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第二十七条　次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一　第九条第二項又は第十条第一項の規定に違反して、これらの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第十四条の規定に違反した者

第二十八条　第二条又は第十条第二項の規定に違反して、これらの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五千円以下の過料に処する。

附　則

1　この法律中、第三条第二項、第四条、第二十条、第二十二条及び第七章の規定は昭和三十三年八月一日から、第二条及び第三条第一項の規定は昭和三十四年一月一日から、第六条第五項、第四章、第五章、第二十三条及び附則第二項の規定は同年四月一日以前において政令で定める日から、その他の規定は同年五月一日以前において政府で定める日から、それぞれ、施行する。

2　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表中酪農審議会の項の次に次のように加える。

養鶏振興審議会	養鶏振興法（昭和三十三年法律第　号）によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

この法律施行に要する経費

総額　約一億六千万円（平年度）

〔重政庸徳君登壇、拍手〕

○重政庸徳君　ただいま議題になりました農林水産関係の三つの法律案について、農林水産委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

まず、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、現行法に対して、大よそ次のような改正を加えようとするものでありまして、第一は、政府の公

庫に対する出資金を八十億円増加して六百二十六億七百万円とし、第二は、公庫の業務の拡大に伴って、役員として副総裁一人を置くこととし、第三は、農産物価格安定法第二条第一項に規定する農産物等を原材料とする製造業または加工業であって、これらの農産物等に新規の用途が開かれ、その消費が拡大されると認められる事業を営む者に対し、その製造または加工に必要な施設を改良、造成または取得するための資金を融通することができることとしようとするものであります。

委員会におきましては、農林当局から提案の理由その他について説明を聞き、質疑に入り、農政の基本方針としての農林漁業金融のあり方とその現況及びこれが刷新、特に制度金融と系統金融、ひいては農林漁業金融公庫と農林中央金庫との関係及びその調整、今回、開設が企図されている公庫の支店と農林中央金庫の支所との関係並びにその運営、農林中央金庫の現況と金庫法の改正、新たに設置しようとする副総裁とその人選方針、公庫法の目的から見て第十八条の二の改正規定の当否、農産物等の新規用途開拓のための事業への融資と農業協同組合の事業の育成、別途、政府から提案されている非補助小団地等土地改良事業助成基金の性格とその運用方法、公庫における本年度貸付予定計画、海外農業移住のための資金の需要とその金融並びにこれを公庫融資の対象とすることの当否その他が問題になり、かくて質疑を終り、ここで、別途、今国会に政府から提案されております経済基盤強化資金関係の法律案との関連において、この法律案の取扱い方について検討が加えられ、続いて討論に入り、北村委員から、日本社会党を代表して、農林漁業金融の刷新を希望して賛成が述べられ、あわせて、各会派の共同でもって農林漁業金融の刷新拡充、公庫に対する政府出資の増大と業務の簡素化による資金コストの引き下げ、公庫融資の農林漁業者に対する重点化、農業移住金融の確立及び小団地等土地改良事業に対する補助の拡大等について、政府の善処を求める付帯決議が提案せられ、続いて、田中茂穂委員、上林委員及び千田委員から、それぞれ希望を付して賛成が述べられ、採決の結果、全会一致をもって、北村委員の各会派共同提案にかかる付帯決議とともに、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、付帯決議に対して、瀬戸山農林政務次官から、政府を代表して、「その趣旨を尊重し、善処したい」旨の発言がありました。

次に、臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現行臨時肥料需給安定法の規定によって、農林大臣は肥料の需給の調整をはかるため、その指定する団体に対し、肥料を買い取るべき旨を指示するものとし、肥料の買取りによって生じた欠損金相当額を、その団体に補助することになっておるのであります。ところが、最近、肥料生産の伸長に伴い、肥料の需給が緩和されましたので、農林大臣が指定団体に対して行う肥料の買取りの指示を、現在は必ず行うことになっておりますが、今後は、必要と認められるときにのみ行うことができることに改めようとするのが、この法案の提案の理由及びその内容であります。

委員会におきましては、質疑に当り、農林当局との間に肥料の需給の状況、調整保管の経過と今回の改正によって地域別及び時期別に肥料需給の安定が期せられるか、その見通し、肥料工業合理化に対する政府の施策とその成果、肥料の輸出の見通しと内需に対する影響、日本硫安輸出株式会社の経理と今後の措置、肥料の最高販売価格とこれが国内農家に及ぼす影響、いわゆる肥料二法の今後の措置、政府における肥料行政の方針と施肥合理化対策の確立が問題になり、かくして質疑を終り、討論に入り、別に発言もなく、採決の結果、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

最後に、養鶏振興法案について申し上げます。

この法律案は養鶏の振興をはかり、農業経営の安定と国民食生活の改善に資するため、人工孵化による初生びなの生産を業とする孵化業者の事業場の届出、種鶏の検査及び種卵の規制等、鶏の改良増殖に関する措置、人工孵化による初生びなの生産販売を業とする孵化業者の登録、養鶏の経営または鶏卵肉の処理の改善並びに鶏卵の価格安定のための需給調整に関する政府の補助及び融資のあっせん、養鶏に関する指導または普及事業に関する政府の補助、さらに、農林省に養鶏振興審議会の設置等について規定しようとするものであります。

委員会におきましては、発議者代表から提案の理由等について説明を聞き、発議者代表及び農林当局との間に、政府における養鶏振興対策の現状、この法律の効果、従来、政府において立法措置を行わなかった理由、この法律を政府提案としない理由及びこれが不成立の場合の措置、鶏卵の輸入とその需給調整及びこれが価格支持、鶏卵の流通改善、各種の家禽及び小家畜の総合的振興に関する立法、養鶏振興の普及体制、種鶏の定期検査及び種卵の制限の実行方法、飼料対策、孵化業者の現況と登録制の要否、この法律を実施するための予算、鶏肉の需給調整とその価格支持等の問題について質疑が行われ、さらに、国会法の規定により、この法律案に対する内閣の意見が求められ、続いて討論に入り、別に発言もなく、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、これが詳細は、会議録に譲ることを御了承願います。

右、報告を終ります。（拍手）

○副議長（寺尾豊君）　別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。

まず、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案及び養鶏振興法案全部を問題に供します。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（寺尾豊君）　総員起立と認めます。よって両案は、全会一致をもって可決せられました。

○副議長（寺尾豊君）　次に、臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（寺尾豊君）　過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○副議長（寺尾豊君）　日程第五、医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

日程第六、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○副議長（寺尾豊君）　御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長阿具根登君。

［審査報告書は都合により追録に掲載］

医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十三年四月八日

衆議院議長　益谷　秀次

参議院議長松野鶴平殿

医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律

医師等の免許及び試験の特例に関する法律（昭和二十八年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二を次のように改める。

第一条の二　医師法第三十六条第三項又は第四項の規定に該当する者に対する医師免許及び試験については、昭和三十四年十二月三十一日まで、なお、試験を受けることができる回数に関する部分を除いて同法同条第三項の例によることができる。

第三条の二を次のように改める。

第三条の二　歯科医師法第三十三条第三項又は第四項の規定に該当する者に対する歯科医師免許及び試験については、昭和三十四年十二月三十一日まで、なお、試験を受けることができる回数に関する部分を除いて同法同条第三項の例によることができる。

第六条の次に次の一条を加える。

第七条　引揚者（昭和三十年十月十五日以降引き揚げた者に限る。）であつて、引揚の直前に歯科技工法（昭和二十年法律第百六十八号）第二条第一項に規定する歯科技工の業務を行つていたもの又は引揚前に引き続き三年以上同法同条同項に規定する歯科技工の業務を行つていたものは、この法律（医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第　号）をいう。以下この条において同じ。）の施行後三箇月以内（この法律の施行後引き揚げた者については、昭和三十五年十二月三十一日までの間において引き揚げた日から三箇月以内）に、その氏名、住所その他厚生省令で定める事項をその住所地の都道府県知事に届け出ることができる。

2　前項に規定する者に関しては、歯科技工法附則第二条第二項から第七項まで、第五条及び第七条の規定を準用する。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

［審査報告書は都合により追録に掲載］

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月十日

衆議院議長　益谷　秀次

参議院議長松野鶴平殿

（――は衆議院修正）

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「分べんに対して」を「分べんに関して」に改める。

第九条各号を次のように改める。

一　療養の給付

二　傷病手当金の支給

三　埋葬料の支給

四　分べん費の支給

五　出産手当金の支給

六　家族療養費の支給

七　家族埋葬料の支給

八　配偶者分べん費の支給

第十条第四項を次のように改める。

4　保険者は、被保険者が一箇月間若しくは継続する二箇月間に通算して二十八日分以上又は継続する三箇月ないし六箇月間に通算して七十八日分以上の保険料が納付されていることを被保険者手帳によつて証明して申請したときは、日雇労働者健康保険受給資格者票（以下「受給資格者票」という。）に押印して、その旨を確認しなければならない。

第十条第五項中「受給資格証明書」を「受給資格者票」に改め、同条に次の二項を加える。

6　前項の受給資格者票は、第四項の規定による確認を受けたものでなければならず、かつ、その確認によつて、当該疾病又は負傷につき第三項に規定する受給要件がみたされていることが証明されるものでなければならない。

7　受給資格者票の様式その他第四項の規定による確認に関して必要な事項は、厚生省令で定める。

第十五条第二項中「受給資格証明書の交付」を「確認」に、「第十条第五項」を「同条第五項」に改める。

第十六条の三を第十六条の四とし、同条の次に次の三条を加える。

（出産手当金）

第十六条の五　被保険者が分べんしたときは、分べんの日以後十四日以内において労務に服さなかつた期間、出産手当金を支給する。

2　出産手当金は、当該被保険者について、当該分べんの日の属する月の前四箇月間に通算して二十八日分以上第一級の保険料が納付されている場合は第一級、その他の場合は第二級とし、その額は、一日につき、第一級にあつては二百円、第二級にあつては百四十円とする。ただし、当該被保険者に被扶養者がなく、かつ、その者が病院又は診療所に収容されている場合には、一日につき、第一級にあつては百三十円、第二級にあつては九十円とする。

3　前条第二項の規定は、出産手当金の支給に準用する。

（出産手当金と傷病手当金との調整）

第十六条の六　出産手当金の支給をする場合においては、その期間、傷病手当金は支給しない。ただし、傷病手当金の額が出産手当金の額をこえるときは、そのこえる部分については、この限りでない。

（傷病手当金又は出産手当金と賃金との調整）

第十六条の七　傷病手当金又は出産手当金の支給は、賃金を受けることができるときは、その額の限度において行わない。

第十六条の二を第十六条の三とし、第十六条の次に次の一条を加える。

（傷病手当金）

第十六条の二　被保険者が療養の給付を受けている場合において、その療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなつた日から起算して第五日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。

2　傷病手当金は、当該被保険者について、その者がはじめてその療養の給付を受けた日の属する月の前二箇月間に通算して二十八日分以上又は当該月の前六箇月間に通算して七十八日分以上第一級の保険料が納付されている場合は第一級、その他の場合は第二級とし、その額は、一日につき、第一級にあつては二百円、第二級にあつては百四十円とする。ただし、当該被保険者に被扶養者がなく、かつ、その者が病院又は診療所に収容されている場合には、一日につき、第一級にあつては百三十円、第二級にあつては九十円とする。

3　傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して十四日をもつて限度とする。

4　被保険者が、その疾病又は負傷につき、第十八条の規定により、療養の給付の全部を受けることができない場合においては、療養の給付に相当する当該給付又は当該療養若しくは療養費の支給をこの法律による療養の給付とみなして、第一項及び第二項の規定を適用する。

第十七条第一項中「受給資格証明書」を「受給資格者票」に改め、同条第五項中「第十条」を「第十条第一項から第三項まで、第五項及び第六項」に改める。

第十七条の四中「埋葬料若しくは分べん費」を「傷病手当金、埋葬料、分べん費若しくは出産手当金」に、「受給資格証明書」を「受給資格者票」に改める。

第十八条第一項及び第四項中「埋葬料若しくは分べん費」を「傷病手当金、埋葬料、分べん費若しくは出産手当金」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条の二　保険者は、詐欺その他不正の行為により保険給付を受け、又は受けようとした者に対して、六箇月以内の期間を定め、その者に支給すべき傷病手当金又は出産手当金の全部又は一部を支給しない旨の決定をすることができる。ただし、詐欺その他不正の行為があつた日から起算して一年を経過したときは、この限りでない。

第二十三条中「診断を拒んだとき」を「命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだとき」に改める。

第二十四条中「及び前二条」を「、第二十二条及び前条」に改める。

第二十五条の二第一項中「保険給付に要した費用」の下に「（その保険給付が療養の給付であるときは、一部負担金に相当する額を控除するものとする。）」を加え、同条第二項中「事業主が」の下に「虚偽の証明をし、若しくは」を加える。

第二十八条を次のように改める。

（国庫の負担）

第二十八条　国庫は、毎年度予算の範囲内において、日雇労働者健康保険事業の事務の執行に要する費用を負担する。

2　国庫は、前項に規定する費用のほか、療養の給付及び家族療養費の支給に要する費用（療養の給付に要する費用については、一部負担金に相当する額を控除するものとする。）の四分の一を負担する。

第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十八条の二　国庫は、前条に規定する費用のほか、毎年度予算の範囲内において、傷病手当金及び出産手当金の支給に要する費用の三分の一以内を補助する。

第三十条第一項中「百六十円」を「二百八十円」に、「十六円」を「二十二円」に、「十二円」を「十八円」に改め、同条第二項中「第一級にあつては八円、第二級にあつては五円」を「第一級にあつては十一円、第二級にあつては八円」に、「第一級及び第二級のいずれにあつても、八円」を「第一級にあつては十一円、第二級にあつては十円」に改める。

第三十五条第四項及び第五項中「十円」を「百円」に改める。

第四十六条を次のように改める。

（強制診断等）

第四十六条　保険者は、保険給付を行うにつき、必要があると認めるときは、当該被保険者若しくは被保険者であつた者又は被扶養者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律中第十条、第十五条第二項、第十七条第一項、第十七条の四、第三十条及び第三十五条の改正規定（第十七条の四の改正規定のうち、傷病手当金及び出産手当金に関する部分を除く。）並びに附則第二項、第三項及び第六項から第九項までの規定は昭和三十三年七月一日から、その他の規定は同年十月一日から施行し、改正後の第二十八条及び第二十八条の二の規定は、昭和三十三年度以降の費用について適用する。

（療養の給付及び家族療養費の受給手続に関する経過措置）

2　被保険者又は被保険者であつた者は、第十条の改正規定の施行前に交付を受けた受給資格証明書に係る疾病又は負傷については、同条の改正規定の施行後も、従前の例による手続により、療養の給付又は家族療養費の支給を受けることができる。

（療養費の支給に関する経過措置）

3　第十条の改正規定の施行前に行われた診療又は薬剤の支給に係る療養費の支給については、同条の改正規定の施行後も、なお従前の例による。

（傷病手当金等の日額の算定に関する経過措置）

4　傷病手当金又は出産手当金の日額の算定に関しては、改正前の第三十条第一項の規定による第一級の保険料は、改正後の同条同項の規定による第二級の保険料とみなす。

（傷病手当金の待期に関する経過措置）

5　昭和三十三年十月一日において現に療養の給付を受け、かつ、その療養のため労務に服することができない者は、同日前から引き続き労務に服することができなかつたものである場合においても、同日をはじめて労務に服することができなくなつた日とみなして、改正後の第十六条の二の規定を適用する。

（保険料額の読替）

6　保険料については、当分の間、改正後の第三十条第一項中「二十二円」とあるのは「二十一円」と、同条第二項中「被保険者の負担すべき保険料額は、一日につき、第一級にあつては十一円」とあるのは「被保険者の負担すべき保険料額は、一日につき、第一級にあつては十円」と読み替えるものとする。

（健康保険法の一部改正）

7　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第十一条第七項中「十円」を「百円」に改める。

（船員保険法の一部改正）

8　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第七項中「十円」を「百円」に改める。

（厚生年金保険法の一部改正）

9　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第八十七条第四項及び第五項中「十円」を「百円」に改める。

〔阿具根登君登壇、拍手〕

○阿具根登君　ただいま議題となりました医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律案並びに日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、終戦前に満州国、朝鮮、台湾、樺太等において、その地の制度により、医師または歯科医師の免許を得ていた者のうち、昭和二十八年三月以前に引き揚げて来た人たちについては、現行法による特例試験の期間が切れましたため、現在では国家試験予備試験を受験するほか、免許を得る道がないのでありますが、この人たちに対しましても、昭和二十八年三月以降に引き揚げた人たちと同様に、昭和三十四年末まで免許取得の特例を認めようとするものであります。なお、今回、特例試験の受験回数の制限を行わないこと、また、引揚者のうち一定の資格のある者に対し、歯科技工士の受験資格に関する特例を認めることとするのであります。

委員会におきましては、特例試験の期間中に免許を取得できなかった人々の実情等に関し質疑が行われましたが、詳細は会議録により御了承願いたいと存じます。

かくて、討論なく採決の結果、全会一致をもって、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案のおもな内容は、第一に、傷病手当金及び出産手当金の制度を創設すること、第二に、療養給付に関する手続を簡素化すること、第三に、賃金日額の区分を変更し、保険料の額を若干引き上げること、第四に、医療給付費に対する国庫負担割合並びに傷病手当金及び出産手当金に対する国庫補助割合を明文化すること等であります。

この法律案は、衆議院において、付則第六項の保険料額の読みかえに関する規定に修正を加えられました。

委員会におきましては、日雇健康保険の財政状況、保険料の問題、社会保障制度審議会及び社会保険審議会の答申内容と改正法案の内容との比較の問題その他に関し、熱心な質疑応答が行われましたが、詳細は会議録により御了承願いたいと存じます。

質疑を終り、討論なく、採決の結果、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対しましては、松澤委員より、次のような付帯決議案が提出されました。

附帯決議案

日雇健康保険の給付内容は、本改正によっても、なお不十分であるので、国民皆保険の一環として、すみやかに健康保険の水準にまで引き上げるよう努力すべきである。

すなわち、政府は、さらに国庫負担を大幅に引き上げることによって、療養給付期間の延長、傷病手当金及び出産手当金の給付期間の延長、待期期間の短縮、保育手当の新設並びに適用範囲の拡大をはかるよう努力すべきである。

なお、被保険者の便に資するため事務手続の一そうの簡易化をはかるよう努力すべきである。

右決議する。

というのであります。

採決の結果、本付帯決議案は、全会一致で委員会の決議とすることに決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（寺尾豊君）　別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

まず、医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（寺尾豊君）　総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもって可決せられました。

○副議長（寺尾豊君）　次に、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（寺尾豊君）　過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○副議長（寺尾豊君）　日程第七、首都圏市街地開発区域整備法案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長竹下豊次君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

首都圏市街地開発区域整備法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月十八日

衆議院議長　益谷　秀次

参議院議長松野鶴平殿

首都圏市街地開発区域整備法案

首都圏市街地開発区域整備法

（目的）

第一条　この法律は、首都圏の建設とその秩序ある発展に寄与するため、市街地開発区域内における宅地の造成その他市街地開発区域の整備に関し必要な事項を定め、市街地開発区域を工業都市又は住居都市として発展させることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「市街地開発区域」とは、首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号。以下「法」という。）第二十四条第一項の規定により指定された区域をいう。

（市街地開発区域の都市計画）

第三条　建設大臣は、都市計画法（大正八年法律第三十六号）第二条第二項の規定により市街地開発区域の整備に関する事項について都市計画区域を決定しようとするときは、同項の規定にかかわらず、関係市町村の意見をきくことを要しない。

2　建設大臣は、法第二十二条第三項の規定により市街地開発区域の整備に関する事項についての整備計画（法第二十一条第三項の整備計画をいう。以下同じ。）の送付を受けたときは、すみやかに当該整備計画に従つて都市計画法の規定による都市計画を決定するように努めるものとする。

（国の援助）

第四条　国は、事業計画（法第二十一条第四項の事業計画をいう。以下同じ。）に基いて市街地開発区域の整備のための土地区画整理事業、工業用水道の布設その他の事業を実施する地方公共団体に対し、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

（宅地の造成等についての配慮）
第五条　地方公共団体又は日本住宅公団が事業計画に基いて市街地開発区域内において一団地の宅地を造成する場合においては、関係行政機関の長は、その宅地の造成が円滑に遂行されるように配慮するものとする。
第六条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）に基く財政再建団体である地方公共団体（以下この条において「財政再建団体」という。）が事業計画に基いて市街地開発区域の整備のための事業を実施するために財政再建計画に変更を加えようとする場合においては、自治庁長官は、その財政の再建が合理的に達成できると認める限り、同法第三条第四項において準用する同条第一項の規定による当該財政再建計画の変更の承認に当つて、これらの事業の実施が確保されるように配慮するものとする。
2　前項の規定は、事業計画に基いて市街地開発区域の整備のための事業を実施する地方公共団体で財政再建団体以外のものが地方財政再建促進特別措置法第二十二条第二項の規定により財政の再建を行う場合においては、当該地方公共団体について準用する。
（国有財産の売払代金等の特約）
第七条　各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下この条において同じ。）は、工業都市として発展させることを適当とする市街地開発区域内において政令で定める製造業（物品の加工修理業を含む。）又は電気供給業若しくはガス供給業を営む者に対し、その事業に必要な工場又は政令で定めるその他の施設の用に供するため普通財産である国有財産を譲渡する場合において、当該市街地開発区域の整備に関する事項についての整備計画に照らして適当であると認められるときは、その売払代金又は交換差金について、確実な担保を徴し、かつ、利息を附して、十年以内の延納の特約をすることができる。
2　各省各庁の長は、前項の規定により延納の特約をしようとするときは、延納期限、担保及び利率について、大蔵大臣に協議しなければならない。
3　各省各庁の長は、第一項の規定により延納の特約をした場合において、当該財産の譲渡を受けた者のする管理が適当でないと認めるときは、ただちにその特約を解除しなければならない。
（鉄道又は軌道の敷設等のための資金のあつせん）
第八条　首都圏整備委員会は、一般公衆の利用に供する鉄道又は軌道で市街地開発区域を育成発展させるため必要であると認められるものを敷設する者に対し、必要な資金のあつせんに努めるものとする。
2　首都圏整備委員会は、市街地開発区域内における工場その他の施設の新設又は増設で当該市街地開発区域の整備に関する事項についての整備計画に照らして適当であると認められるものをする者に対し、必要な資金のあつせんに努めるものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。
2　首都圏整備法の一部を次のように改正する。
第三十二条中「国に」の下に「、別に法律で定める場合のほか、」を加える。

〔竹下豐次君登壇、拍手〕

○竹下豐次君　ただいま議題となりました首都圏市街地開発区域整備法案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。
首都圏整備法は、東京都の区域及びその周辺の地域を一体とした広域について総合的な計画を策定し、わが国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏の建設並びに秩序ある発展をはかる目的をもつて、去る昭和三十一年四月に制定されたものでありますが、工業都市または住居都市として、首都圏整備委員会が指定する市街地開発区域内の整備に必要な事項につきましては、同法の第二十六条の規定によりまして、別に法律で定めることになつておりますので、これに基いて本法案は提案されたものであります。
すなわちその要旨を申し上げますと、第一に、市街地開発区域の整備のために、事業計画に基いて地方公共団体が実施する土地区画整理事業、工業用水道の敷設その他の事業に対しては、国は必要な資金の確保その他の援助に努めなければならないこと、第二に、地方公共団体または日本住宅公団が一団地の宅地を造成する場合には、関係行政機関は、その宅地造成事業が円滑に遂行されるよう配慮すること、第三に、市街地開発区域の発展のために必要と認められる鉄道または軌道を新設する者、また、整備計画に照して定める工場を新設または増設しようとする者に対して、首都圏整備委員会は、それら建設資金のあつせんに努力すること、第四に、国有財産を、市街地開発区域の整備計画に立脚して工業を経営する者に対して譲渡する場合には、国有財産特別措置法の十年の延納の特約を行うことができるようにしたことなどであります。
次に、質疑のおもなる点について申し上げますと、まず、「市街地開発区域の事業を遂行するためには、現在個個の事業については土地収用法の適用があるか、本事業は総合的なものであるから、本事業そのものを土地収用法の適用対象とする必要はないか」との質問に対しましては、「土地収用法を全面的に適用することは、公共の福祉と私権の制限とのかね合い上、工場用宅地造成事業等、なお研究を要するものがあるので、さらに検討を続けて行きたい」ということであります。また、市街地開発区域の指定並びに構想いかんという点につきましては、現在、八王子及び相模原地区について指定するつもりであるが、指定する都市の規模は、人口十万くらいを想定し、今後二十年間に約三十地区で二百七十万人くらいを吸収して行くようにしたいということでありました。その他、市街地開発地区に誘致する工場の種類、首都圏整備事業の予算の計上の方法、国有財産の譲渡の場合における延納の特約をなし得る製造業の種類等についての質問がありましたが、詳細は会議録に譲りたいと存じます。
かくて質疑を終り、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（寺尾豊君）　別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。
本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○副議長（寺尾豊君）　総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○副議長（寺尾豊君）　日程第八、義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案

日程第九、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案
日程第十、盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案（いずれも内閣提出、衆議院送付）
日程第十一、農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上、四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺尾豊君）　御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長湯山勇君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月二十八日

衆議院議長　益谷　秀次

参議院議長松野鶴平殿

義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案

義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律

（義務教育費国庫負担法の一部改正）

第一条　義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（教材費の国庫負担）

第三条　国は、毎年度、各都道府県及び市町村ごとに、その設置する義務教育諸学校における教育の教材に要する経費（理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条に規定する経費を除く。）の二分の一を負担する。ただし、その負担額は、政令で定めるところにより、義務教育諸学校の種類に応じ、児童又は生徒（盲学校及びろう学校にあつては、児童及び生徒）の数を基礎として、各学校ごとに算出した額の合算額の二分の一を限度とする。

（公立養護学校整備特別措置法の一部改正）

第二条　公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

（教材費の国庫負担）

第六条　国は、毎年度、各都道府県及び市町村ごとに、その設置する養護学校の小学部及び中学部における教育の教材に要する経費（理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条に規定する経費を除く。）の二分の一を負担する。ただし、その負担額は、政令で定めるところにより、就学させる児童及び生徒の心身の故障の区分に応じ、児童及び生徒の数を基礎として、各学校ごとに算出した額の合算額の二分の一を限度とする。

（学校図書館法の一部改正）

第三条　学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「ろう学校」を「聾学校」に改める。

第十三条中「学校の」を「高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）の」に改め、同条ただし書を削る。

附　則

1　この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2　昭和三十二年度までの国庫負担金については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月十七日

衆議院議長　益谷　秀次

参議院議長松野鶴平殿

（小学校は衆議院修正）

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

（この法律の目的）

第一条　この法律は、公立の義務教育諸学校に関し、学級規模と教職員の配置の適正化を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定め、もつて義務教育水準の維持向上に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校又は盲学校若しくは聾学校の小学部若しくは中学部をいう。

2　この法律において「教職員」とは、校長（盲学校又は聾学校の小学部又は中学部にあつては、当該部の属する盲学校又は聾学校の校長とする。）、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者に限る。）、寮母及び事務職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十二条第一項に規定する吏員に相当する者をいう。）をいう。

（学級編制の標準）

第三条　公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

2　各都道府県ごとの、公立の小学校又は中学校の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、同学年の児童又は生徒を四以下の学級に編制する場合の一学級の児童又は生徒の数の基準は、別に政令で定める数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	五十人
	二又は三の学年の児童で編制する学級	三十五人
	四又は五の学年の児童で編制する学級	三十人
	すべての学年の児童で編制する学級	二十人
	学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	十五人
中学校	同学年の生徒で編制する学級	五十人
	二の学年の生徒で編制する学級	三十五人
	すべての学年の生徒で編制する学級	三十人
	学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	十五人

3　各都道府県ごとの、公立の盲学校又は聾学校の小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の数の基準は、十人を標準として、都道府県の教育委員会が定める。

（学級編制の基準についての文部大臣の意見の聴取）

第四条　都道府県の教育委員会は、前条第二項又は第三項の規定により公立の義務教育諸学校の一学級の児童又は生徒の数の基準を定めるに当り、当該義務教育諸学校の学級編制の区分に応ずる同条第二項の表の下欄に掲げる数又は同条第三項に規定する数に五人を加えた数（同条第二項ただし書の規定により別に政令で定める数を標準とする場合にあつては、政令で定める数）をこえる数によろうとするときは、毎学年、当該基準について、あらかじめ文部大臣の意見をきかなければならない。

（学級編制）

第五条　公立の義務教育諸学校の学級編制は、第三条第二項若しくは第三項又は前条の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準に従い、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が行う。

（学級編制についての都道府県の教育委員会の認可）

第六条　市町村の教育委員会は、毎学年、当該市町村の設置する義務教育諸学校に係る前条の学級編制について、あらかじめ都道府県の教育委員会の認可を受けなければならない。認可を受けた学級編制の変更についても、また同様とする。

（教職員定数の標準）

第七条　各都道府県ごとの、公立の小学校に置くべき教職員の総数（以下「小学校教職員定数」という。）は、次の各号に定めるところにより算定した数の合計数を標準とする。

一　学級総数に一を乗じて得た数

二　次の表の上欄に掲げる学校規模ごとの学校数に当該学校規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数

学校規模	乗ずる数
六学級から十七学級までの学校	二
十八学級から三十学級までの学校	四
三十一学級から四十二学級までの学校	五
四十三学級から五十四学級までの学校	六
五十五学級以上の学校	七

三　五学級以下の学校の総数に政令で定める数を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）

四　児童総数に千五百分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）

第八条　各都道府県ごとの、公立の中学校に置くべき教職員の総数（以下「中学校教職員定数」という。）は、次の各号に定めるところにより算定した数の合計数を標準とする。

一　学級総数に三分の四を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）

二　次の表の上欄に掲げる学校規模ごとの学校数に当該学校規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数

学校規模	乗ずる数
二学級以下の学校	一
三学級から八学級までの学校	二
九学級から二十学級までの学校	三
二十一学級以上の学校	四

三　生徒総数に二千分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）

第九条　各都道府県ごとの、公立の盲学校及び聾学校の小学部及び中学部に置くべき教職員の総数（以下「盲学校聾学校教職員定数」という。）は、次の各号に定めるところにより算定した数の合計数を標準とする。

一　学校総数に二を乗じて得た数

二　小学部又は中学部ごとの学級総数に、小学部にあつては一を、中学部にあつては三分の四を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）

三　次の表の上欄に掲げる小学部又は中学部ごとに、同表の中欄に掲げる部の規模ごとの部の数に当該部の規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数

部の別	部の規模	乗ずる数
小学部	三学級から五学級までの部	一
	六学級から十七学級までの部	二
	十八学級以上の部	三
中学部	二学級以下の部	一
	三学級から二十学級までの部	二
	二十一学級以上の部	三

四　寄宿舎に寄宿する児童及び生徒の総数に七分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）

第十条　前三条の規定による小学校教職員定数、中学校教職員定数及び盲学校聾学校教職員定数（以下「教職員定数」と総称する。）には、次の各号に掲げる者に係るものを含まないものとする。

一　休職者

二　女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）第四条の規定により臨時的に任用される者

（文部大臣の勧告）

第十一条　文部大臣は、公立の義務教育諸学校に置かれている教職員の総数が教職員定数を著しく下る都道府県があるときは、あらかじめ自治庁長官に通知して、当該都道府県に対し、教職員の増員について必要な勧告をすることができる。

（政令への委任）

第十二条　この法律に特別の定があるもののほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（学級編制の標準に関する経過措置）

2　この法律の施行の際、現に公立の小学校又は中学校の学級編制の認可に当り一学級の児童又は生徒の数について第三条第二項の表の下欄に掲げる数（同項ただし書

規定により別に政令で定める数を標準とする場合にあつては、その数（以下同じ。）をこえる数を基準としている都道府県に係る一学級の児童又は生徒の数の標準については、当分の間、同項の規定にかかわらず、児童又は生徒の数の減少及び学校施設の整備の状況を考慮して政令で定めるところにより、暫定的にその標準となるべき数を定めるものとする。この場合における第四条の規定の適用についての必要な読替は、政令で定める。

（教職員定数の標準に関する経過措置）

3　この法律の施行の際、現に公立の小学校又は中学校に置かれている教職員の総数（第十条各号に掲げる者に係るものを除く。以下「現員」という。）が第七条若しくは第八条又は次項の規定により算定した数（以下「定数」という。）に満たない都道府県の小学校教職員定数については、引き続き現員が定数に満たない間に限り、第七条及び第八条並びに次項の規定にかかわらず、定数に対する現員の充足の程度及び学級数の増加の状況を考慮して政令で定めるところにより、暫定的にその標準となるべき数を定めるものとする。

（小学校教職員定数の標準に関する特例）

4　公立の小学校の同学年の児童で編制する学級のうちに、一学級の児童の数が五十五人をこえるものがある場合においては、当分の間、当該都道府県の小学校教職員定数は、第七条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した数に政令で定める数を加えた数を標準とするものとする。

（現員が定数をこえる場合の経過措置）

5　この法律の施行の際、現員が定数をこえ、かつ、現に公立の小学校又は中学校の学級編制の認可に当り一学級の児童又は生徒の数について第三条第二項の表の下欄に掲げる数をこえる数を基準としている都道府県にあつては、同項の標準にかかわらず、当該現員が定数をこえる範囲まで、学級規模の適正化に努めなければならない。

〔審査報告書には都合により追録に掲載〕

盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案

参議院議長松野鶴平殿

昭和三十三年四月四日

衆議院議長　益谷　秀次

盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案

（小学校及び――は衆議院修正）

盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「ろう学校」を「聾学校」に改める。

第二条第一項中「その区域内に住所を有する児童又は生徒の盲学校、ろう学校又は養護学校への」を「当該都道府県若しくは当該都道府県に包括される市町村の設置する盲学校、聾学校若しくは養護学校又は当該都道府県の区域内の私立のこれらの学校への児童又は生徒の」に、「第一号」を「第一号及び第二号」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「その他」を「その他同項の規定による」に改め、同条に次の二項を加える。

3　都道府県は、第一項の規定により支弁した経費のうち他の都道府県の区域内に住所を有する児童又は生徒に係るものについては、当該他の都道府県に対して、その二分の一を求償することができる。

4　国は、国立の盲学校、聾学校又は養護学校への就学のため必要な経費について、第一項及び第二項の規定に準じて支弁しなければならない。

第三条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、「当該都道府県の教育委員会が、」を削り、「交付する」を「交付するものとする」に改め、同条第二項中「但し」を「ただし」に改める。

第四条中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

第五条を次のように改める。

（経費に関する資料の提出）

第五条　盲学校、聾学校又は養護学校の校長及びこれらの学校に就学する児童又は生徒（高等部の専攻科の生徒を除く。）の保護者等は、文部大臣又は都道府県の教育委員会の定めるところにより、国又は都道府県が第二条の規定により支弁すべき経費の算定に必要な資料を文部大臣又は都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、昭和三十三年四月一日から施行する。

この法律の施行の日前に昭和三十二年度までの経費の支弁及びこれに伴う国の負担については、なお従前の例による。

2

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する法律の一部を改正する法律案

参議院議長松野鶴平殿

昭和三十三年四月十七日

衆議院議長　益谷　秀次

右の本院提出案をここに送付する。

農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律（昭和三十二年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

題名中「又は水産」を「、水産、工業又は商船」に、「教員」を「教員及び実習助手」に改める。

第一条中「又は水産」を「、水産、工業（電波を含む。）又は商船」に、「規定に基き」を「規定の趣旨に基き」に、「教員」を「教員及び実習助手」に改める。

第三条の見出し中「教員」を「教員及び実習助手」に改め、同条第一項中「又は水産に関する課程を置く」を「、水産、工業、電波又は商船に関する課程を置く」に、「又は水産若しくは水産実習」を「、水産若しくは水産実習、工業若しくは工業実習又は商船若しくは商船実習」に、「又は水産実習」を「、水産実習、工業、工業実習、商船又は商船実習」に、「当該農業又は水産に関する課程」を「当該農業、水産、工業若しくは電波又は商船に関する課程」に、「又は水産に関する科目」を「、水産、工業、電波又は商船に関する科目」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する国立の高等学校の実習助手であつて政令で定める者が、当該高等学校の農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程において、実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目について教諭の職務を助ける場合には、その者に対し、前項

の規定の例により、産業教育手当を支給する。

第四条の見出し及び同条中「教員」を「教員及び実習助手」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約二百七十二万円の見込である。

［湯山勇君登壇、拍手］

○湯山勇君　ただいま議題となりました義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案外三件につきまして、文教委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

最初に、義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

まず、本法案の要旨を御説明申し上げます。現在、公立の義務教育諸学校並びに公立の養護学校の小学部及び中学部の教材に要する経費につきましては、国庫がその一部を負担しております。今回、教材費の国及び地方公共団体の負担区分を明らかにするため、国の一部負担を二分の一負担と改め、国の負担額と同額の地方費を確保するとともに、国の負担額の増額をはかり、もって教材の充実とPTA会費等を通ずる教材費の父兄負担を軽減いたそうとするものであります。また、学校図書館の内容の充実に関しましては、昭和二十九年度以来、学校図書館法による国庫負担が行われておりましたが、おおむねその充実を見るに至りましたし、また、この負担金は教材費国庫負担金とほぼ同性質の負担金でもありますので、今後は、これを教材費の中に含めまして、学校図書館の経常的な整備充実をはかろうとするものでございます。

本法律案には、以上の趣旨によりまして、義務教育費国庫負担法、公立養護学校整備特別措置法及び学校図書館法につきまして、それぞれ所要の改正をいたそうとするものであります。

委員会の審議に際しましては、各委員からきわめて熱心な質疑が行われました。そのおもなものをあげますと、児童生徒一人当りの教材費の単価とその配分の実情、教材費の適正額についての見解、教材費に対する父兄負担の現状並びにその軽減措置、教材費の地方負担の確実性、理科実験費と教材費との関係等の諸点でございますが、これらの質疑並びにこれに対する政府の答弁の詳細につきましては、会議録に譲ることといたします。

次いで討論に入りましたところ、常岡委員より、緑風会を代表して、次の修正案を付して賛成意見が述べられました。

修正点は、「附則第一項中「昭和三十三年四月一日から施行する。」を「公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。」に改める。」ものでございます。

かくて、まず修正案について、続いて修正部分を除く原案について採決の結果、本案は、全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案について御報告申し上げます。

まず、本法案の提案理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

義務教育が一定の全国的水準を保持する必要があることは申すまでもありませんが、戦後の学制改革による義務教育の拡充、急激な学齢児童生徒数の増加、さらには地方財政の事情等、種々の影響によりまして、学級編成基準及び教員定数基準の低下が問題になっております。このことは、まことに遺憾なことであります。これが改善につきましては、各種の施策が必要でありますが、まずその前提として、学級編成及び教員定数の標準を定め、もって義務教育水準の維持向上に資するというのが、その提案理由であります。

次に、本案の内容といたしましては、第一に、いわゆるすし詰め学級が全国に十四万学級もあることにかんがみ、同学年の児童生徒で編成する一学級の生徒児童数を、五十人を標準として定めるものとし、学校の種類に応じ、学級編成の標準を法定いたしております。第二、都道府県ごとの教職員の定数につきまして、小学校については学級担任を、中学校については教科担任を建前として、都道府県ごとに必要な教職員定数の総ワクを定めるよう標準を定めております。第三は、経過措置でありまして、以上のような標準を実施するについては、学校施設の整備等がこれに伴わないため、暫定的な標準を定め、漸次標準に達するよう措置しております。なお、衆議院におきまして、附則に追加修正がなされております。

委員会の審議におきましては、各委員より熱心な質疑が政府に対して行われましたが、そのおもな点は、教職員の現員が実数を上回る都道府県に対する措置、結核、産休等の補助教員の充実、養護教諭の増員措置、市町村費負担の教職員についての対策等でありましたが、詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

かくて討論に入りましたところ、自由民主党を代表して野本委員より、「修正案を付して賛成する」旨の意見の開陳がありました。修正案の趣旨とするところは、衆議院の修正によって新たに設けられた附則第五項の規定については、現実に、本案にいう定数以上に教職員数を保有する都道府県があり、かような都道府県においては、教職員を減らすことなく、学級編成の「規模の適正化に努めなければならない。」としておりますが、このような倫理的規定では、減員しないという保証ができない場合もあるので、「適正化を行うものとする。」と末尾を改め、義務的規定にしようというのであります。また高田委員よりは、日本社会党を代表して、「野本委員提出の修正案並びに修正部分を除く原案に対して賛成する」旨の意見の表明がありました。

次いで、採決に入り、まず、野本委員提出の修正案を、続いて修正部分を除く原案を、それぞれ全会一致をもって可決いたしました。すなわち、本案は修正議決すべきものと決定いたした次第であります。

次に、盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府が本案提出の理由といたしますところ及び法案内容の概略を申し上げますと、次の通りでございます。

さきに、第二十六国会におきまして、盲学校、ろう学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律が制定され、いわゆる非義務学年における学校給食の制度が確立されましたので、この制度の実施に伴い、盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正して、これらの学校の高等部に対する

学校給食費を新たに就学奨励費の対象とすることが改正の第一点であります。改正の第二点は、現在、盲、ろう、養護学校に就学する児童、生徒の就学奨励費は、その住所地の都道府県が支弁することとなっておりますのを、学校所在の都道府県が支弁することに改めたことでありまして、この改正によって、従来、同一学校に就学する児童、生徒の住所地である都道府県が異なることにより起っていた経費の支給日の不統一、支給の遅延等の教育上、事務上の不便を改善いたそうとするものであります。

委員会の審議におきましては、点字図書、教材等の拡充について、教科書以外の学用品に対する経費の支給、幼稚部の給食に対する措置、保護者等に資料提出義務を定めたこと等について、熱心な質疑がなされましたが、それらの詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

質疑を終り、直ちに採決いたしましたところ、本法律案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院提出にかかるものであります。まず、その提案の趣旨について御説明いたします。

産業教育振興法におきましては、産業教育に従事する教員の勤務の特殊性にかんがみ、資格、定員及び待遇について、特別の措置が講ぜられなければならない旨を規定しており、この規定に基き、第二十六回国会におきまして、農業または水産にかかる産業教育に従事する教員に対して産業教育手当を支給する現行法の制定を見たのでありますが、同法審議の際の付帯決議もあり、その後、種々検討の結果、今回さらに工業、電波及び商船にかかる産業教育に従事する教員並びに農業及び水産を含め、これら教育の実習について教諭の職務を助ける実習助手で政令で定める者に対しても、産業教育手当を支給し得るよう、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会の審議におきましては、実習助手のうち政令で定める者の範囲について、各委員から発議者並びに政府当局に対し熱心な質疑がなされました。特に、「産業教育に従事する教諭を補助する実習助手は、すべて本法の対象とすべきではないか」ということが強調されたのに対し、政府委員からは、「政令の制定に当っては、委員会の意向が反映するよう努力する」旨の答弁がありました。その他、質疑応答の詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

かくて、討論を省略、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（寺尾豊君）　別に御発言もなければ、これより四案の採決をいたします。

まず、義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案全部を問題に供します。委員長の報告は、いずれも修正議決報告でございます。

委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（寺尾豊君）　総員起立と認めます。よって両案は、全会一致をもって委員会修正通り議決せられました。

○副議長（寺尾豊君）　次に、盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案及び農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（寺尾豊君）　総員起立と認めます。よって両案は、全会一致をもって可決せられました。

○副議長（寺尾豊君）　日程第十二、青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長藤田進君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月十九日

衆議院議長　益谷　秀次

参議院議長松野鶴平殿

青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律案

青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律

青少年問題協議会設置法（昭和二十八年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

第五条　中央協議会の事務を処理させるため、中央協議会に事務局を設く。

2　事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3　事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

附　則

この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

〔藤田進君登壇、拍手〕

○藤田進君　ただいま議題となりました青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

政府が本法律案を提出した理由として述べるところによりますと、従来、青少年問題に関する施策は、それぞれ各省庁において実施しておるが、青少年問題はその範囲が広く、各省庁に分れておるので、青少年問題協議会がこれらの連絡調整に当り、統一的方策の樹立を企図してきたものである。しかしながら、この重要かつ多岐にわたる青少年問題に対する施策の総合調整のためには、専門的知識をもって長期にわたり問題を分析し、基本的な対策を立てる必要があり、また今後は、従来の青少年の不良化防止等の措置から、進んで積極的に青少年の健全育成のための総合対策を樹立しなければならない段階に来ておるので、現在、青少年問題協議会の庶務を内閣総理大臣官房審議室において処理しているが、同審議室は他の各種事項の連絡調整の問題

に当面しており、青少年問題協議会における基本的な調査等については徹底を期しがたい状況にあるため、今回、本法律案の改正により、本年七月一日から、中央青少年問題協議会に新たに事務局を設置し、同協議会の庶務を処理させようとするものであるとのことであります。

内閣委員会は、前後三回、委員会を開きましたほか、文教委員会と連合審査会を開き、この間、松永文部大臣その他関係政府委員の出席を求めまして、この法律案の審議に当りましたが、その審議において問題となった点は、青少年問題協議会の性格、本協議会の答申や意見が、従来、行政面に十分反映されていない点、各省庁における青少年対策の具体例と今後の計画、青少年犯罪等の現状とその対策、地方青少年問題協議会に対する補助金等の諸点につきまして質疑応答が重ねられましたが、その詳細は、委員会会議録に譲りたいと存じます。

昨日の委員会におきまして、質疑を終り、討論もなく、よって直ちに採決いたしましたところ、賛成者多数をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（寺尾豊君）　別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（寺尾豊君）　過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○副議長（寺尾豊君）　日程第十三より第二十三までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺尾豊君）　御異議ないと認めます。

ます、委員長の報告を求めます。外務委員長寺本廣作君。

審査報告書（外務委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第九一号　韓国抑留船員の早期送還等に関する請願
第一三九号、第二四二号、第二四三号　原水爆実験禁止等に関する請願
第二〇一号　日韓漁業問題の早期解決に関する請願
第二〇二号　鹿児島県宝島の米軍基地化阻止に関する請願
第二〇三号　難民等の渡米完遂に関する請願
第三一七号　長崎県の米軍爆撃演習海域撤廃に関する請願
第五二七号　日ソ近海漁業の安全操業協定締結促進に関する請願
第七三〇号、第七四七号　金属洋食器に対する米国関税引上げ阻止に関する請願
第一四八五号　原水爆製造等禁止に関する請願
第一六二〇号　日ソ漁業交渉に関する請願
第一六六二号　北洋さけます漁業の完全操業等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十三年四月二十二日

外務委員長　寺本　廣作

参議院議長松野鶴平殿

〔寺本廣作君登壇、拍手〕

○寺本廣作君　ただいま議題となりました請願十四件につき、外務委員会における審議の結果を御報告申し上げます。

日程第十三、第十四は、韓国抑留船員の早期送還と日韓漁業問題の早期解決を要望するもの、第十五は、近海安全操業に関する日ソ間協定の早急締結を要望するもの、第十六、第十七は、日ソ漁業交渉に関も、十分なる漁獲量とオホーツク海操業の確保を要望するもの、第十八、第十九は、原水爆実験の即時無条件停止、原子兵器持ち込み禁止、原水爆の製造、貯蔵、使用禁止に関する協定の実現を要望するもの、第二十、第二十一は、在日米軍の基地設定反対、爆撃演習海域の撤廃を要望するもの、第二十二は、米国の難民救済法失効後における移民申請者の渡米完遂を要請するもの、第二十三は、金属洋食器に対する米国の関税引き上げの阻止を要望するものであります。

委員会は、以上各件を審査の結果、願意おおむね妥当と認め、これを議院の会議に付し、内閣に送付することを要するものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（寺尾豊君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（寺尾豊君）　総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長（寺尾豊君）　日程第二十四より第二十八までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺尾豊君）　御異議ないと認めます。

ます、委員長の報告を求めます。運輸委員長天田勝正君。

〔審査報告書は部合により追録に掲載〕

〔天田勝正君登壇、拍手〕

○天田勝正君　ただいま上程になりました日程第二十四から第二十八までの請願の運輸委員会における審議の結果を御報告いたします。

まず、日程第二十四は、自動車の運行により汚水、小石等が飛散し、店舗、住宅等を汚損するばかりでなく、歩行者にも迷惑を与えているから、自動車に泥よけを装置するように規則の改正をしてほしいというものであります。

次に、日程第二十五は、奥羽、羽越、北陸、信越及び上越の各線が、東北、関東、中部の三支社に三分されていることは、国鉄経営の近代化について一貫性を欠き、地方の産業、経済の発展に支障を及ぼしているので、東日本の国鉄幹線の実態を考慮の上、新潟市に国鉄支社を設置してほしいというものであります。

日程第二十六は、姫新線は、最近旅客、貨物の輸送が増加しているにもかかわらず、列車回数は少く、かつ長時間を要するので、早急にディーゼルカーを配置し、列車の増発等、輸送力の拡大強化をはかってほしいというものであります。

日程第二十七は、山陽線瀬戸―西大寺両駅間は八キロ余もあり、通勤、貨物

輸送に不便であるから電化計画と並行して両駅間に新駅を設置してほしいというものであります。

日程第二十八は、常磐線神立―高浜両駅間の千代田村道西所在の第四種踏切は、定期バスのほか、自動車及び歩行者の往来がひんぱんな上、見通しが悪いので、すみやかに警報機を設置し、第三種踏切に改めてほしいというものであります。

委員会におきましては、審議の結果、以上十件は、いずれも願意を妥当と認め、議院の会議に付し、内閣に送付するを要するものと全会一致をもって決定いたしました。

以上、報告いたします。（拍手）

○副議長（寺尾豊君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願は、委員長報告の通り採択し内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（寺尾豊君）　総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

――――◆――――

○副議長（寺尾豊君）　日程第二十九より第三十八までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺尾豊君）　御異議ないと認めます。

ます、委員長の報告を求めます。地方行政委員長小林武治君。

――――◆――――

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

――――◆――――

〔小林武治君登壇、拍手〕

○小林武治君　ただいま議題となりました請願十七件について、地方行政委員会における審査の結果を御報告申し上げます。

請願六百三十三号、二百十号及び二百二十一号の三件は、地方行政関係のもの、また、六百二十八号、千六百四十三号、四百五十五号、千六百二十二号、千六百二十三号及び百四十九号の六件は、地方財政関係のもの、百五十七号、三百九十七号、四百七号、四百九十八号、七百六十一号、八百四十七号、千百四十六号及び千四百五十二号の八件は、地方税制関係のものでありまして、以上十七件の請願は、審査の結果、その願意いずれもおおむね妥当と認め、これを議院の会議に付し、内閣に送付を要するものと決定した次第であります。

以上、御報告いたします。（拍手）

○副議長（寺尾豊君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（寺尾豊君）　総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

――――◆――――

○副議長（寺尾豊君）　日程第三十九より第七十までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺尾豊君）　御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長竹下豊次君。

――――◆――――

審査報告書（建設委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第一七号　土地収用法の一部改正に関する請願

第二七号　新潟市関屋分水促進に関する請願

第七四号、第一六六号　国土開発縦貫自動車道建設に伴う補償の請願

第一〇六号　大分県大分川派川裏川の直轄区域編入等に関する請願

第一三八号　新潟県県道塩沢中之島線中前島橋架替に関する請願

第一四〇号、第六四九号　下水道事業費国庫補助増額等に関する請願

第一五三号　道路整備に関する請願

第一五四号　昭和三十三年度住宅関係予算に関する請願

第一八一号、第一八二号　日本住宅公団賃貸住宅賃貸料低廉化に関する請願

第二一四号　一級国道三号線中鹿児島市新照院町地内の新上橋こ道橋拡幅に関する請願

第二一五号　鹿児島県川内川改修予算増額等に関する請願

第二一六号　鹿児島県枕崎市、市来町間道路の二級国道追加指定に関する請願

第二二五号　公営住宅建設に関する請願

第三〇三号　福島県黄金川砂防工事施行に関する請願

第三五五号　地方道岐阜揖斐川木ノ本線改良工事促進等に関する請願

第三五六号　一級国道四号線中岩手県前沢町路線舗装に関する請願

第四一五号　愛知県矢作川美矢井橋の永久橋架替に関する請願

第四一六号　栃木県矢板町地域内内川改修工事促進に関する請願

第四六二号、第八三四号　治水事業の早期完全実施に関する請願

第五五八号　山口県問田、小鯖両河川改修工事施行に関する請願

第六二一号　道路重点政策確立に関する請願

第六二三号　国土開発道路建設促進に関する請願

第六三六号　都市計画街路環状七号線道路建設促進に関する請願

第六九五号、第七〇七号、第七〇八号、第七一五号、第七一六号、第七三六号　一級国道十号線等整備舗装に関する請願

第八六二号　地名表記訂正に関する請願

第九六三号　二級国道飯田浜松線中一部整備促進に関する請願

第一四六八号　岡山県神代川改修工事施行に関する請願

第一五四九号　東北縦貫自動車道建設促進に関する請願

第一六四五号　二級国道酒田石巻線改良工事施行等に関する請願

第一六四六号　県道福島赤湯線の二級国道編入に関する請願
第一六五〇号　岡山県百間川河口堤防修築工事等促進に関する請願
第一六九三号　山形県県道谷地長瀞線中押切、舞台間最上川に架橋の請願
右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和三十三年四月二十二日
建設委員長　竹下　豐次
参議院議長松野鶴平殿

〔竹下豐次君登壇、拍手〕

○竹下豐次君　ただいま議題となりました日程第三十九から第七十までの請願四十一件につきまして、建設委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

道路に関するものは、国土開発縦貫自動車道建設に伴う補償の請願二件のほか、道路の改築、舗装、その他整備に関するもの十一件、橋梁のかけかえ、改良等に関するもの四件、二級国道指定に関するもの二件、計二十三件であります。

住宅に関するものは、昭和三十三年度住宅関係予算に関する請願のほか、公団住宅賃貸料低廉化に関するもの二件、公営住宅建設に関するもの一件であります。

その他、下水道事業費国庫補助額等に関する請願二件、土地収用法の一部改正に関する請願、地名表記訂正に関する請願であります。

委員会は以上の請願を審査した結果、いずれも国土の開発保全並びに民生の安定のため、願意おおむね妥当と認め、これを採択し、議院の会議に付するを要するものにして、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（寺尾豊君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（寺尾豊君）　総員起立と認めます。よつてこれらの請願は、全会一致をもつて採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

議事の都合により、これにて暫時休憩いたします。

午前十一時三十九分休憩

午後五時一分開議

○副議長（寺尾豊君）　休憩前に引き続き、これより会議を開きます。

日程第一、通商産業省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院回付）を議題といたします。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和三十三年四月二十二日
衆議院議長　益谷　秀次
参議院議長松野鶴平殿

（――は衆議院修正）

第五条第二項を次のように改める。

2　大臣官房に調査統計部を、通商局に振興部を、軽工業局に化学肥料部及びアルコール事業部を置く。

第十一条第二項の次に次の一項を加える。

3　アルコール事業部においては、第一項第一号及び第七号に掲げる事務のうち、アルコール及びエチルエーテルに関すること並びに同項第四号及び第五号に掲げる事務をつかさどる。

○副議長（寺尾豊君）　これより本案の採決をいたします。本案の衆議院修正に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（寺尾豊君）　総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて衆議院の修正に同意することに決しました。

○副議長（寺尾豊君）　参事に報告させます。

〔参事朗読〕

本日委員長から左の報告書を提出した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案修正議決報告書

昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書（その2）、昭和三十一年度特別会計予備費使用総調書（その2）、昭和三十一年度特別会計予算総則第十一条に基く使用総調書、昭和三十一年度特別会計予算総則第十一条に基く使用総調書、昭和三十二年度一般会計予備費使用総調書（その1）、昭和三十二年度特別会計予備費使用総調書（その1）及び昭和三十二年度特別会計予算総則第十三条に基く使用総調書議決報告書

けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法案可決報告書

公衆電気通信法の一部を改正する法律案可決報告書

電話加入権質に関する臨時特例法案可決報告書

日本貿易振興会法案修正議決報告書

中小企業信用保険公庫法案可決報告書

中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案可決報告書

○副議長（寺尾豊君）　この際、日程に追加して、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺尾豊君）　御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長青山正一君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月十七日
衆議院議長　益谷　秀次
参議院議長松野鶴平殿

（小字及び┃は衆議院修正）

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「四七二人」を「四九二人」に改める。

第二条中「一万九千八百四十六人」を「一万九千八百九十人」に改める。

附　則

この法律は、○公布の日から施行し、○昭和三十三年四月一日から適用施行する。

――――――――――

〔青山正一君登壇、拍手〕

○青山正一君　ただいま議題となりました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審議の経過並びに結果につき御報告いたします。

本法案の改正の主要点は、第一に、最近における民刑事件の増加、裁判官の不足等から、とかく複雑困難な事件を単独裁判官の処理にゆだねている実情にあることにかんがみ、合議裁判の運用を活発にし、第一審を強化するため、さしあたり最小限必要な限度で、判事補二十人を増員しようとするものであります。第二点は、今回、政府において、行政機関における定員配置の適正化、定員外職員の処遇の改善をはかるため、定員外職員の定員化を行うこととし、これに必要な法律案を別途提出いたしましたが、裁判所においても、これに対応し、二カ月以内の期間を定めて雇用される定員外職員のうち、四十四人の定員化しようとするものであります。

さて、当委員会におきましては、二月二十七日、政府当局より提案理由の説明を聴取した後、慎重に審議を重ね、一松、大川、棚橋、宮城、赤松、亀田の各委員より熱心な質疑がなされました。そのおもな点は、裁判官の欠員補充、予算と定員化との関係、二人合議制の採用、定員外職員の問題と内容、配置状況と事務能率等でありますが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくて、四月二十三日、質疑を打ち切りましたところ、大川光三、亀田得治の両委員から、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の修正に対応して、家庭裁判所医務室に勤務する定員外職員十一名を、さらに定員化することを内容とする本法律案の修正案が提案されました。直ちに修正案及び政府原案につき、一括討論に入りましたところ、別に発言もなく、続いて、まず、修正案につき、次に、修正部分を除く政府原案につき採決に入りましたところ、全会一致をもってそれぞれ可決せられ、よって本法律案は、修正議決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（寺尾豊君）　別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案の委員長報告は、修正議決報告でございます。

本案全部を問題に供します。本案は、委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（寺尾豊君）　過半数と認めます。よって本案は、委員会修正通り議決せられました。

――――――――――

○副議長（寺尾豊君）　この際、日程に追加して、昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書（その2）

昭和三十一年度特別会計予備費使用総調書（その2）

昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書（その2）

昭和三十一年度特別会計予算総則第十条に基く使用総調書

昭和三十一年度特別会計予算総則第十一条に基く使用総調書

昭和三十二年度一般会計予備費使用総調書（その1）

昭和三十二年度特別会計予備費使用総調書（その1）

昭和三十二年度特別会計予算総則第十三条に基く使用総調書（いずれも衆議院送付）

以上、七件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺尾豊君）　御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。決算委員長高野一夫君。

――――――――――

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

――――――――――

昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書（その2）

昭和三十一年度特別会計予備費使用総調書（その2）

昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書（その1）

昭和三十一年度特別会計予備費使用総調書（その1）

昭和三十二年度特別会計予備費使用総調書（その1）

昭和三十二年度特別会計予算総則第十三条に基く使用総調書

右は本院において承諾することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月二十二日

衆議院議長　益谷　秀次

参議院議長松野鶴平殿

――――――――――

〔高野一夫君登壇、拍手〕

○高野一夫君　ただいま議題となりました昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書（その2）外六件の事後承諾を求める件に関する決算委員会における審議の経過並びに結果について報告を申し上げます。

まず、本件の内容を概略説明いたします。

昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書（その2）について申し上げますれば、昭和三十一年度一般会計予備費の予算額は八十億円でありますが、そのうち昭和三十一年十二月二十八日までに使用されましたる五十六億六千六百余万円については、第二十六回国会で承諾を与えておりますので、今回は、昭和三十二年三月三十日までに使用されましたる二十三億三千余万円について承諾を求めているのであります。

次に、昭和三十一年度特別会計予備費使用総調書（その2）について申し上げます。昭和三十一年度各特別会計予備費の予算総額は七百十七億百余万円でありますが、そのうち、昭和三十一年十二月二十八日までに使用されましたる二億六千四百余万円については、これまた第二十六回国会で承諾を与えておりますので、今回は昭和三十二年一月八日から同年三月二十九日までに使用されましたる二十八億五千八百余万円について承諾を求めているのであります。

第三に、昭和三十一年度特別会計予算総則第十条に基く使用総調書について申し上げます。この規定に基き、予

備費使用の例に準じて予算を超過して支出の行われましたものは、厚生保険特別会計、国立病院特別会計並びに木船再保険特別会計の分であって、合計三億一千七百余万円であります。

第四に、昭和三十一年度特別会計予算総則第十一条に基く使用総調書について申し上げます。この規定に基き、予備費使用の例に準じて予算を超過して支出の行われましたものは、郵政事業特別会計の分であって、六十三億三千五百万円であります。

第五に、昭和三十二年度一般会計予備費使用総調書（その1）について申し上げます。昭和三十二年度一般会計予備の予算額八十億円のうち、昭和三十二年五月十五日から同年十二月二十七日までに使用されましたものは五十九億四百余万円であります。

第六に、昭和三十二年度特別会計予備費使用総調書（その1）について申し上げます。昭和三十二年度各特別会計予備費の予算総額七百二十一億七千九百余万円のうち、昭和三十二年六月二十五日から同年十二月二十七日までに使用されましたものは三百六億四千二百余万円であります。

最後に、昭和三十二年度特別会計予算総則第十三条に基く使用総調書について申し上げます。この規定に基き、予備費使用の例に準じて予算を超過して支出の行われましたものは、特別鉱害復旧特別会計の分であって、七千五百万円であります。

決算委員会におきましては、以上七件について当局の説明を聞いた上、慎重審議いたしました。その詳細は会議録でごらんを願います。

質疑を終り、別に討論もなく、採決の結果、右七件は一括して承諾を与うべきものと、全会一致をもって議決いたしました。

以上をもって報告を終ります。（拍手）

○副議長（寺尾豊君）　別に御発言もなければ、これより七件の採決をいたします。

七件全部を問題に供します。委員長報告の通り、七件を承諾することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（寺尾豊君）　総員起立と認めます。よって七件は、全会一致をもって承諾することに決しました。

○副議長（寺尾豊君）　この際、日程に追加して、けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法案（草葉隆圓君外六名発議）を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺尾豊君）　御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長阿具根登君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法案

右の議案を発議する。

昭和三十三年四月二十二日

発議者

草葉　隆圓　　本島　虎蔵
阿具根　登　　山下　義信
勝俣　稔　　中山　福蔵
大矢　正

賛成者

藤田藤太郎　　山本　經勝
松澤　靖介　　片岡　文重
木下　友敬　　伊能繁次郎
石原幹市郎　　横山　フク
有馬　英二　　堀　末治
植竹　春彦　　小林　武治
斎藤　昇　　安井　謙
佐野　廣　　西岡　ハル
谷口弥三郎　　坂本　昭
阿部　竹松　　吉田　法晴

参議院議長松野鶴平殿

けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法

（療養給付）

第一条　政府は、けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法（昭和三十年法律第九十一号。以下「特別保護法」という。）第十一条（同法第十二条において準用する場合を含む。）の規定により療養を受け又は療養に必要な費用の支給を受ける者のうち、同法第十一条第一項に規定する期間が経過しても、なお療養を必要とすると都道府県労働基準局長が認定した者に対しては、当分の間、療養給付として、必要な療養を行い又は必要な療養の費用に相当する額を支給する。

2　前項の療養の範囲は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十五条第二項の規定による療養の範囲による。

（傷病手当）

第二条　政府は、前条の規定により療養給付を受ける者が、同条に規定する療養のため、労働することができず、かつ、賃金を受けない場合においては、その者に対して、その療養の期間につき傷病手当を支給する。

2　前項の傷病手当の額は、当該傷病手当の支給を受ける者が特別保護法第十一条第一項に規定する期間の経過する直前において、同法第十二条（同法第十三条において準用する場合を含む。）の規定により受けていた休業給付の額に相当する額とする。

3　労働基準法第七十六条第二項及び第三項の規定は、前項の傷病手当の額について準用する。

（国庫の負担）

第三条　国庫は、この法律の規定による療養給付及び傷病手当に関して必要な費用の十分の八を負担する。

（負担金の徴収）

第四条　政府は、この法律の規定による療養給付及び傷病手当に関して必要な費用に充てるため、粉じん作業（特別保護法第二条第一項に規定する粉じん作業をいう。）に労働者を従事させる事業等の事業主から負担金を徴収する。

2　前項の負担金は、特別保護法の定めるところにより、同法第十五条に規定する負担金とあわせて徴収する。

3　特別保護法第十六条の規定は、第一項の場合に準用する。

（不服の申立等）

第五条　第一条に規定する都道府県労働基準局長の認定を拒否された者は、医師の診断書及び労働省令で定める書面を添え、書面をもって、当該都道府県労働基準局長を経由して労働大臣に不服の申立をすることができる。

2　労働大臣は、前項の規定による不服の申立があった場合において、その申立が理由があると認めるときは、申立の日から六十日以内に、療養を必要とする旨の認定をしなければならない。

3　前項の場合には、特別保護法第三十一条第四項の規定を準用する。

第六条　特別保護法第三十二条及び第三十六条の規定は、この法律の規定による療養給付及び傷病手当に関する決定についての審査の請求に関して準用する。

（労働大臣及び都道府県労働基準局長の権限）

第七条　労働大臣又は都道府県労働基準局長は、この法律の規定による療養給付及び傷病手当に関する処分並びにこれらに関する審査に関し必要があると認めるときは、これらに係る事業の事業主に報告をさせ、又は当該職員に、その事業の事業場に立ち入り、関係者に質問させ及び帳簿書類を検査させることができる。

2　前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（公課の禁止）

第八条　租税その他の公課は、この法律の規定により支給を受けた金品を標準として課することができない。

2　この法律の規定による療養給付及び傷病手当に関する書類には、印紙税を課さない。

（差押の禁止等）

第九条　この法律の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

（時効）

第十条　この法律の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利並びに負担金を徴収し、又は還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2　前項の時効の中断、停止その他の事項に関しては、民法（明治二十九年法律第八十九号）の時効に関する規定を準用する。

（罰則）

第十一条　第七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、質問に対して虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五千円以下の罰金に処する。

第十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し同条の罰金刑を科する。

（政府の義務）

第十三条　政府は、けい肺及び外傷性せき髄障害にかかつた労働者の保護措置について根本的検討を加え、昭和三十四年十二月三十一日までに、特別保護法の改正に関する法律案を国会に提出しなければならない。

附　則

1　この法律は、昭和三十三年六月一日から施行する。

2　第一条及び第二条の規定は、特別保護法第十一条から第十三条までの規定による療養給付及び休業給付を受ける期間がこの法律の施行前に経過した者についても適用し、この法律の施行後において療養給付を行い及びこの法律の施行後の期間について傷病手当を支給する。

3　この法律は、昭和三十五年三月三十一日限りその効力を失う。

4　第一条及び第二条の規定により政府が行つた療養給付及び傷病手当の支給に関し必要な費用に充てるための負担金の徴収に関しては、第四条の規定は、前項の規定にかかわらず、昭和三十五年四月一日以後においてもなおその効力を有するものとする。

5　けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法の一部を次のように改正する。

附則に次の九項を加える。

（負担金に関する臨時措置）

26　けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法（昭和三十三年法律第　号。以下「臨時措置法」という。）第四条第二項の規定に基き第十五条に規定する負担金と臨時措置法第四条第一項に規定する負担金とをあわせて徴収する場合には、その負担金の額は、その事業の賃金総額（第二十条に規定する賃金総額をいう。以下同じ。）に次項の規定により定めるけい肺負担金率を乗じて得た額とする。

27　臨時措置法第四条第二項の規定に基きけい肺について事業主から第十五条に規定する負担金と臨時措置法第四条第一項に規定する負担金とをあわせて徴収する場合の負担金の額は、その事業の賃金総額（第二十条に規定する賃金総額をいう。以下同じ。）に次項の規定により定めるけい肺負担金率を乗じて得た額とする。

28　けい肺負担金率は、粉じん作業に労働者を従事させる事業について、その種類の事業における過去のけい肺の発生率を基礎として、その事業に関し政府が第十条から第十二条までの規定により行う給付に関して必要な費用の二分の一に相当する額とその事業に関し政府が臨時措置法第一条及び第二条の規定により行う療養給付及び傷病手当の支給に関して必要な費用の十分の二に相当する額との合計額をまかなうように、労働大臣がけい肺審議会にはかつて、事業の種類に応じ数等級に区分して定める。

29　労働者災害補償保険法第二章に規定する保険関係の成立していない事業であつて前項の規定によるけい肺負担金率が政令で定める率以下のものの事業主からけい肺についての給付及び傷病手当に関して徴収する負担金の額は、前二項の規定にかかわらず、第十条から第十二条までの規定による給付に関しては政府がその事業によりけい肺にかかつた労働者又は労働者であつた者に対して行つた当該療養給付又は傷病手当の支給に関する費用の十分の二に相当する額とする。

30　臨時措置法第四条第二項の規定に基き外傷性せき髄障害について事業主から第十五条に規定する負担金と臨時措置法第四条第一項に規定する負担金とをあわせて徴収する場合の負担金の額

は、次の各号に定めるところによる。

一　労働者災害補償保険法第二章に規定する保険関係の成立している事業については、その事業の賃金総額に外傷性せき髄障害負担金率を乗じて得た額

二　労働者災害補償保険法第二章に規定する保険関係が成立していない事業については、第十三条の規定による給付に関しては政府がその事業により外傷性せき髄障害にかかつた労働者又は労働者であつた者に対して行つた当該給付に関する費用の二分の一に相当する額、臨時措置法第一条及び第二条の規定による療養給付及び傷病手当に関しては政府がその事業により外傷性せき髄障害にかかつた労働者又は労働者であつた者に対して行つた当該療養給付及び傷病手当の支給に関する費用の十分の二に相当する額

31　前項第一号の外傷性せき髄障害負担金率は、過去五年間の外傷性せき髄障害の発生率を基礎として、その種類の事業に関し政府が第十三条の規定により行う給付に関して必要な費用の二分の一に相当する額とその種類の事業に関して政府が臨時措置法第一条及び第二条の規定により行う療養給付及び傷病手当の支給に関して必要な費用の十分の二に相当する額との合計額をまかなうように、事業の種類に応じ数等級に区分して、労働省令で定める。

32　第十五条に規定する負担金と臨時措置法第四条第一項に規定する負担金とをあわせて徴収する場合においては、第二十一条第一項中「第十七条第一項」とあるのは「附則第二十七項」と、「第十九条第一項第一号」とあるのは「附則第三十項第一号」と読み替えるものとする。

33　第十五条に規定する負担金と臨時措置法第四条第一項に規定する負担金とをあわせて徴収する場合においては、第二十六条第一項中「第十七条第二項又は第十九条第一項第二号」とあるのは「附則第二十九項又は附則第三十項第二号」と、「第十条から第十三条までの規定による給付」とあるのは「第十条から第十三条までの規定による給付又はけい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法（昭和三十三年法律第　号）第一条及び第二条の規定による療養給付及び傷病手当の支給」と読み替えるものとする。

34　臨時措置法の施行の日の属する徴収年度にあつては、けい肺についての負担金のうち附則第十六項の規定によるけい肺負担金率と附則第二十八項の規定によるけい肺負担金率との差に係る部分及び外傷性せき髄障害についての負担金のうち第十九条第二項の規定による外傷性せき髄障害負担金率と附則第三十一項の規定による外傷性せき髄障害負担金率との差に係る部分については、第二十一条の規定は適用しない。

6　労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第一項中「又は船員法」を「けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法（昭和三十三年法律第　号）第一条及び第二条の規定（国家公務員災害補償法第一条に規定する職員に係るものを除く。）又は船員法」に改める。

7　国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「による療養給付及び休業給付」を「及びけい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法（昭和三十三年法律第　号）による療養給付、休業給付及び傷病手当の支給」に改める。

8　労働者災害補償保険特別会計法（昭和二十二年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及びけい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法（以下「特別保護法」という。）による給付」を「並びにけい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法及びけい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法（以下「特別保護法等」と総称する。）による給付（傷病手当の支給を含む。）」に改める。

第三条及び第四条第二項中「特別保護法」を「特別保護法等」に改める。

9　労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十二号の四の次に次の一号を加える。

三十二の五　けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法（昭和三十三年法律第　号）に基いて、療養を必要とする者を認定し、療養給付及び傷病手当の支給を行い、並びに負担金を徴収すること。

第八条第一項第六号の三の次に次の一号を加える。

六の四　けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法に基く療養給付、傷病手当の支給及び負担金の徴収に関すること。

第八条第一項第十一号中「及びけい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法」を「、けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法及びけい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法」に改める。

第八条第二項中「及び第六号の三」を「、第六号の三及び第六号の四」に改める。

第十五条第一項及び第十七条第一項中「及びけい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法（これに基く命令を含む。）」を「、けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法（これに基く命令を含む。）及びけい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法（これに基く命令を含む。）」に改める。

10　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二百六十二条第八号の次に次の一号を加える。

八の二　けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法（昭和三十三年法律第　号）の規定により支給を受ける金品

第六百七十二条第八号の次に次の一号を加える。

八の二　けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法の規定により支給を受ける金品

この法律施行に要する経費

総額　約一億円（昭和三十三年度）

［阿具根登君登壇、拍手］

○阿具根登君　ただいま議題となりましたけい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法案につきまして、社会労働委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

第二十二回特別国会において、けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法が制定せられ、これらの患者に対し、人道的見地から格別の保護が加えられることになったのでありますが、本法施行後、二年半を経過した今日の実情を見ますと、その保護において、なお遺憾なしとせず、これが改善をはかるため特別の措置を講じようとするのが本案の趣旨であります。

その内容のおもなるものは、第一に、現行の特別保護法の療養給付期間を経過しても、なお療養を必要と認められた者に対し療養給付を行うこと、右の者で、労働不能のため賃金を受けない者に対し、特別保護法の休業給付と同額の傷病手当を支給すること、第二に、本案による療養給付及び傷病手当の支給のため必要な費用の十分の八は国、十分の二は粉塵作業に労働者を使用する事業主がそれぞれ負担すること、第三に、本法は昭和三十五年三月三十一日限りその効力を失うこと、政府はけい肺及び外傷性せき髄障害にかかった労働者の保護措置について根本的検討を加え、昭和三十四年十二月三十一日までに、現行の特別保護法の改正に関する法律案を国会に提出しなければならないこと、その他の関係法律に所要の改正を加えること等であります。

委員会におきましては、本案が予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、政府の意見を求めましたところ、「本案成立の上は、その趣旨に沿い善処する」旨の答弁がありました。

次に、質疑、討論ともになく、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（寺尾豊君）　別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○副議長（寺尾豊君）　総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもって可決せられました。

○副議長（寺尾豊君）　この際、日程に追加して、公衆電気通信法の一部を改正する法律案

電話加入権質に関する臨時特例法案（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○副議長（寺尾豊君）　御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長宮田重文君。

［審査報告書は都合により追録に掲載］

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月九日

衆議院議長　益谷　秀次

参議院議長松野鶴平殿

（小字及び――は衆議院修正）

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十二条の二」に、「第三章　電話（第二十五条―第五十五条）」を「第三章　電話（第二十五条―第五十五条）　第三章の二　加入電信（第五十五条の二―第五十五条の八）」に改める。

「加入契約」を「加入電話加入契約」に、「加入者」を「加入電話加入者」に、「加入申込」を「加入電話加入申込」に、「加入区域」を「電話加入区域」に改める。

第七条中「電報の受付、伝送若しくは配達（電話による送達、着信の場所における交付その他配達に準ずる行為を含む。以下同じ。）、電話の加入に関する事務、電話の通話の取扱若しくは交換又は公衆電気通信役務の料金の収納に関する事務」を「公衆電気通信業務の一部」に改める。

第八条第一号中「配達」の下に「（電話による送達、着信の場所における交付その他配達に準ずる行為を含む。以下同じ。）」を加え、同条第五号及び第六号中「公衆電気通信役務の取扱に関する事務の一部又はその役務の料金の収納に関する事務」を「公衆電気通信業務の一部」に改める。

第九条中「国際電気通信役務に属する電報（以下「国際電報」という。）の受付、伝送若しくは配達、国際電気通信役務による通話（以下「国際通話」という。）の取扱若しくは交換又は国際電気通信役務の料金の収納に関する事務を他の者に」を「国際電気通信業務の一部を公社に又は会社が通信大臣の認可を受けて定める条件に適合する者に」に改める。

第一章中第十二条の次に次の一条を加える。

（試行的な公衆電気通信役務）

第十二条の二　公社又は会社は、公衆電気通信役務であつて、この法律で定めるもの以外のものを試行的に提供することができる。

第二十四条第一項中「国際電報」を「国際電気通信役務に属する電報（以下「国際電報」という。）」に改める。

第二十五条第二号中「加入電話」を「前二号に掲げる電話」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　地域団体加入電話　一定の地域内に居住する者が公社から公衆電気通信役務の提供を受けることを目的とする組合契約によつて設立した組合と公社との契約により設置する電話

第四十三条の次に次の四条を加える。

（組合）

第四十三条の二　公社から地域団体加入電話の設置を受けるためには、第四十三条の四の基準に適合する一定地域内に居住する者が左の各号に掲げる事項を含む事項について組合契約を締結して組合を設立しなければならない。

一　組合は、公社から公衆電気通信役務の提供を受けることを目的とするものであること。

二　組合員は、公社から提供される公衆電気通信役務につき公平な取扱を受ける権利を有すること。

三　公社に対し組合を代表する業務執行者一人の選定に関すること。

四　組合員が公社に対して支払う料金等の取りまとめの方法及び取りまとめた料金等の公社に対する納入の方法に関すること。

2　組合は、加入申込者が料金等の支払を怠るおそれがあるとき、及び地域団体加入電話の設備に余裕がないときを除き、加入申込を拒んではならない。

（地域団体加入契約）

第四十三条の三　公社との間に、地域団体加入電話の設置を受け、これにより公衆電気通信役務の提供を受ける契約（以下「地域団体加入契約」という。）を締結することができるものは、一の地域団体加入電話につき一の組合に限る。

（地域団体加入電話設置地域）

第四十三条の四　地域団体加入電話を設置することができる地域は、その地域内に居住する者が社会的経済的に相互に比較的に緊密な関係を有し、且つ、電話による連絡が不便となつている地域で、公社が通信大臣の認可を受けて定める基準に適合するものでなければならない。

（地域団体加入電話についての準用規定）

第四十三条の五　第四十一条第一項及び第四十二条の規定は、地域団体加入電話に準用する。

第四十四条第一項中「左の表に掲げる加入電話」の下に「（公社が通信大臣の認可を受けて定める種類の電話を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第四十六条中「加入電話」の下に「、地域団体加入電話」を加える。

第五十一条の見出しを「（構内交換設備又は組合交換設備による交換取扱）」に改め、同条中第一項を次のように改め、同条第二項中「構内交換設備」の下に「又は組合交換設備」を加える。

加入電話加入者又は公社と地域団体加入契約を締結した組合（以下「加入組合」という。）は、公社の認定を受けた電話交換取扱者でなければ、その構内交換設備又は地域団体加入電話の交換設備（以下「組合交換設備」という。）による交換に従事させてはならない。但し、公社が定める構内交換設備又は組合交換設備については、この限りでない。

第五十二条第一項及び第四項中「構内交換取扱者資格試験」を「電話交換取扱者資格試験」に改め、同条第二項中「構内交換取扱者資格試験」を「電話交換取扱者資格試験」に、「構内交換取扱者」を「電話交換取扱者」に改め、同条第三項中「構内交換取扱者資格試験」を「電話交換取扱者資格試験」に改め、「構内交換設備」の下に「又は組合交換設備」を加える。

第五十三条第一項及び第三項中「構内交換取扱者」を「電話交換取扱者」に改める。

第五十四条中「構内交換取扱者」を「電話交換取扱者」に、「構内交換取扱者資格試験」を「電話交換取扱者資格試験」に改める。

第五十五条第一項中「国際通話」を「国際電気通信役務による通話（以下「国際通話」という。）」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二　加入電信

（電信加入契約）

第五十五条の二　公社又は会社との間に、加入電信の設置を受け、これにより公衆電気通信役務の提供を受ける契約（以下「電信加入契約」という。）を締結することができる者は、一の加入電信につき一人に限る。

（電信加入区域）

第五十五条の三　公社は、社会的経済的の諸条件、行政区画、加入電信の需要及び供給の見込並びに公衆電気通信役務を提供するに要する原価を考慮して電信加入区域を指定しなければならない。

（電信加入申込の承諾）

第五十五条の四　公社は、公社の予算の範囲内においては、電信加入区域内における加入電信の設置についての電信加入契約の申込（以下「電信加入申込」という。）及び電信加入区域外における加入電信の設置についての電信加入申込（その設置が業務の遂行上支障がないと認められるものであつて、公社が定める額の特別の料金の支払があるものに限る。）の全部を承諾しなければならない。

2　第三十条第二項並びに第三十一条第一号及び第二号の規定は、前項の場合に準用する。

第五十五条の五　第三十二条の規定は、公社に対して、電信加入区域外における加入電信の設置について電信加入申込があつた場合又は電信加入区域外の場所に加入電信の設置の場所を変更すべきことの請求があつた場合に準用する。

（他人使用の制限）

第五十五条の六　公社又は会社と電信加入契約を締結した者（以下「電信加入者」という。）は、その加入電信の設備を他人の通信の用に供し、その加入電信の設備を用いて他人の通信を媒介し、その他その加入電信の設備を他人の通信の用に供してはならない。但し、公共の利益のため特に必要がある場合であつて、通信省令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

（通信の停止及び電信加入契約の解除）

第五十五条の七　第四十二条の規定は、加入電信の通信の停止及び電信加入契約の解除について準用する。

2　会社は、公社との間に設置を受けた加入電信の電信加入者が、加入電信に係る国際電気通信役務の料金を支払わないときは、その料金が支払われるまで、その加入電信による国際電気通信役務に係る通信を取り扱わないことができる。

（電信加入者による設置）

第五十五条の八　公社又は会社は、業務の遂行上支障がなく、且つ、特に必要があると認められる場合であつて、通信大臣の認可を受けたときは、電信加入者が加入電信の電信機及びその附属設備を設置することを承認することができる。

第五十六条中「前二章」を「前三章」に改める。

第六十八条第二項ただし書を削る。

第七十五条中「市外通話の料金」の下に「、加入組合の組合員が支払うべき地域団体加入電話に関する料金」を加える。

第七十七条中「第六十七条」を「第四十三条の五、第五十五条の七第一項又は第六十七条」に、「加入電話の通話」を「加入電話若しくは地域団体加入電話の通話、加入電信の通信」に改める。

第七十八条第一項第四号中「加入者」を「加入電話加入者又は加入組合の組合員」に改め、「その責」の下に「（加入組合の業務執行者の責を含む。）」を、「加入電話」の下に「又は地域団体加入電話」を加え、「加入契約」を「加入電話加入契約又は地域団体加入契約」に改め、同項第五号中「加入者」を「加入電話加入者又は加入組合の組合員（加入組合の業務執行者を含む。）」に改め、「加入電話」の下に「又は地域団体加入電話」を加え、同項第八号及び第九号中「加入者」を「加入電話加入者又は加入組合の組合員（加入組合の業務執行者を含む。）」に改め、同項第九号の次に次の一号を加える。

九の二　電信加入者がその責に帰することができない事由により、その加入電信（電信加入契約の期間が公社又は会社が定める期間以内であるものを除く。以下第百九条第一項第五号の二において同じ。）により通信をすることができない場合において、その旨を加入電信取扱局（加入電信に関する現業事務を取り扱う公社又は会社の事業所をいう。以下同じ。）に通知した日（その前に加入電信取扱局がその旨を知つたときは、その知つた日。以下この号及び第百九条第一項第五号の二において同じ。）から引き続き二日以上その加入電信により通信をすることができなかつたときは、その旨を加入電信取扱局に通知した日後の通信をすることができなかつた日数に対応する加入電信使用料及びこれに附加して支払うべき料金（その通信をすることができなかつた設備に係るものに限る。）

第百五条第一項中「加入者」を「加入電話加入者、加入組合」に改め、「同一の加入電話」の下に「若しくは地域団体加入電話」を加え、「第一号に掲げる附属設備、第三号に掲げる設備又は第四号に規定する設備」を「第一号若しくは第二号に掲げる附属設備、第四号に掲げる設備又は第五号に規定する設備」に改め、同項中第四号を第五号とし、第二号を第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　組合交換設備及び電話機並びにこれらの附属設備

第百五条第四項及び第五項中「加入者」を「加入電話加入者、加入組合」に改め、同条第七項中「加入者」を「加入電話加入者又は加入組合」に、「又は第四号」を「、第二号又は第五号」に改める。

第百七条第一項中「構内交換設備であつて」を「構内交換設備又は組合交換設備であつて」に、「加入者が加入契約」を「加入電話加入者若しくは加入組合が加入電話加入契約若しくは地域団体加入契約」に改め、「若しくは構内交換設備」の下に「若しくは組合交換設備」を加え、「第四十二条第一項の規定により加入契約」を「第四十二条第一項（第四十三条の五において準用する場合を含む。）の規定により加入電話加入契約若しくは地域団体加入契約」に、「加入者は、その構内交換設備」を「加入電話加入者又は加入組合は、その構内交換設備又は組合交換設備」に改め、同条第五項中「構内交換設備」を「構内交換設備、組合交換設備」に改め、同条第六項中「構内交換設備」を「構内交換設備、組合交換設備」に、「又は第三号」を「、第二号又は第四号」に改める。

第百八条の二　公社又は会社は、この法律で定めるものを除く外、公衆電気通信役務の提供条件であつて、通信省令で定めるものを内容とする契約約款を定めようとするときは、通信大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第百九条第一項本文中「電話の通話」の下に「又は加入電信の通信」を加え、同項第三号中「加入者」を「加入電話加入者又は加入組合の組合員」に改め、「その加入電話」を加え、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二　電信加入者がその加入電信により通信をすることができない場合において、その旨を加入電信取扱局に通知した日から引き続き五日以上その加入電信により通信をすることができなかつたときは、その旨を加入電信取扱局に通知した日後の通信をすることができなかつた日数に対応する加入電信使用料（その通信をすることができなかつた設備に係るものに限る。）の五倍に相当する額及びその加入電信使用料に附加して支払うべき料金（その通信をすることができなかつた設備に係るものに限る。）の五倍に相当する額

別表第四中「加入電話」の下に「若しくは地域団体加入電話」を加える。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2　郵政省の省名が通信省に改められるまでの間、この法律による改正後の公衆電気通信法第九条、第四十三条の四、第四十四条第一項、第五十五条の八及び第百八条の二中「通信大臣」とあるのは「郵政大臣」と、第五十五条の六及び第百八条の二中「通信省令」とあるのは「郵政省令」とする。

3　有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号の次に次の一号を加え、同条第六号中「（昭和二十八年法律第九十七号）」を削る。

一の二　公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）第百五条第一項の規定により地域団体加入電話の設備を設置するとき。

第十条第七号の次に次の一号を加える。

七の二　その設備が公衆電気通信法第五十五条の八の規定により設置したものであるとき。

［審査報告書は都合により追録に掲載］

電話加入権質に関する臨時特例法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月十五日

衆議院議長　益谷　秀次

参議院議長松野鶴平殿

（小字及び――は衆議院修正）

電話加入権質に関する臨時特例法案

電話加入権質に関する臨時特例法

（質権設定の許容）

第一条　加入電話加入者は、公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）第三十八条第四項の規定にかかわらず、昭和三十八年三月三十一日まで、その電話加入権（三十日以内の加入期間を指定して加入した加入電話及び電話取扱局（公衆電気通信法第二十五条に規定する電話取扱局をいう。）に収容されていない加入電話の電話加入権を除く。）に質権を設定することができる。

2　電話加入権は、質権が前項の規定により設定され、かつ、昭和三十八年三月三十一日までに第五条の規定により登録された場合には、公衆電気通信法第三十八条第四項の規定にかかわらず、同年四月一日以後も当該質権の目的とすることができる。

（質権者の範囲）

第二条　電話加入権を目的とする質権を取得することができる者は、国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用協同組合、相互銀行及び政令で定めるその他の金融機関並びに信用保証協会及び事業協同組合に限る。ただし、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百条の規定により債権者に代位する者については、この限りでない。

（二重質の禁止）

第三条　同一の電話加入権は、二以上の質権の目的とすることができない。

（転質及び流質の禁止）

第四条　民法第三百四十八条及び商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百十五条の規定は、電話加入権を目的とする質権には、適用しない。

（対抗要件等）

第五条　電話加入権を目的とする質権の設定、変更、移転又は消滅は、電話取扱局に備える原簿に登録しなければ、日本電信電話公社（以下「公社」という。）その他の第三者に対抗することができない。

2　前項の原簿及びその登録に関する事項は、政令で定める。

第六条　前条第一項の規定による質権の設定、変更、移転又は消滅の登録（以下「質権の登録」という。）の請求は、当該加入電話の加入に関する事務を取り扱う電話取扱局に対し、書面をもつてしなければならない。

2　質権の登録を請求する書類は、公衆電気通信法第三十八条の三第一項第一号に掲げる書類に該当する書類とみなして同項の規定を適用し、質権の登録は、電話加入権の譲渡の承認に該当するものとみなして同条第二項の規定を適用し、同条第三項の規定は、質権の登録と同条第一項第二号の差押又は同項第三号の差押、仮差押若しくは仮処分との関係について準用する。

3　次の各号の一に該当する書類は、公衆電気通信法第三十八条の三第一項第二号又は第三号に掲げる書類に該当する書類とみなして同項の規定を適用し、同条第三項の規定は、質権の登録と第一号若しくは第二号の処分の制限又は第三号の仮処分との関係について準用する。

一　電話加入権を目的とする質権の被担保債権に対する滞納処分（国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。）による差押による質権の処分の制限に関する書類

二　電話加入権を目的とする質権の被担保債権に対する強制執行による差押又は仮差押による質権の処分の制限に関する命令書

三　電話加入権を目的とする質権に対する仮処分の命令書

（弁済期後における届出等の催告）

第七条　公社は、質権の被担保債権の弁済期が到来した日から三月を経過してなお第五条第一項の規定による質権の消滅の登録がないときは、質権者に対して、一定の期日までに当該質権の存続の届出又は消滅の登録をなすべき旨及びその届出又は登録をしないときは当該期日に消滅の登録があつたものとみなす旨を催告することができる。存続の届出があつた質権について、届出の日から三月を経過したときも、同様とする。

2　前項の催告は、同項の期日から二週間前までにしなければならない。

（質権設定者の公社に対する請求等の制限）

第八条　質権が設定されている加入電話の加入者は、質権者の承諾がなければ、公社に対して、加入電話加入契約の解除又は電話加入権の譲渡の承認の請求、加入電話の種類の変更の請求若しくは通信省令で定めるその他の請求をすることができない。

（公社の行う処分の通知義務）

第九条　公社は、質権が設定されている加入電話について、公衆電気通信法第四十二条の規定により加入電話加入契約の解除をしようとするときは、その解除をする日から十日前までに、加入電話の種類の変更又は通信省令で定めるその他の処分をしたときは、すみやかに、質権者にその旨を通知しなければならない。

（質権実行の手続）

第十条　質権者が電話加入権を目的とする質権の実行をする場合においては、裁判所は、質権者の申立により、当該電話加入権に対する差押命令において、公社に対し、一月以内の期間を限り、当該加入電話による通話を停止すべきことを命ずることができる。

2　公衆電気通信法第七十七条の規定は、前項の規定により通話の停止を受けた加入電話加入者に準用する。

第十一条　質権者が電話加入権を目的とする質権の実行をする場合においては、裁判所は、質権者の申立により、民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第六百二十五条第三項に規定する特別の処分として、質権者に当該電話加入権の換価をさせることができる。ただし、質権者が第二条本文に規定する者以外の者である場合は、この限りでない。

2　質権者は、前項の規定による換価をする場合においては、当該電話加入権について鑑定人の評価を経ることを要しない。ただし、裁判所の特別の指示がある場合は、この限りでない。

（返還金に対する物上代位）

第十二条　公社は、質権が設定されている加入電話について、公衆電気通信法第四十二条の規定による加入電話加入契約の解除をした場合において、当該加入電話加入者

に支払うべき金銭（以下「返還金」という。）があるときは、質権者から供託しなくてもよい旨の申出がある場合を除き、その返還金を供託しなければならない。

2　質権者は、前項の規定により供託された返還金に対して、その権利を行うことができる。

（手数料）

第十三条　第五条第一項の規定による質権の設定、変更又は移転の登録をしようとする者は、公社に対して、政令で定める額の手数料を支払わなければならない。

附　則

1　この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月をこえない期間内において政令で定める。

2　郵政省の省名が通信省に改められるまでの間、第八条及び第九条中「通信省令」とあるのは「郵政省令」とする。

3　公衆電気通信法の一部を次のように改正する。

第三十八条の次に次の二条を加える。

第三十八条の二　電話加入権の譲渡の承認の請求は、当該加入電話の加入に関する事務を取り扱う電話取扱局に対し、書面をもつてしなければならない。

第三十八条の三　加入電話の加入に関する事務を取り扱う電話取扱局は、その加入事務を取り扱う加入電話について左の番号の一に該当する書類を受け取つたときは、受け取つた順序により、その書類に受付の年月日及び受付番号を記載しなければならない。

一　第三十八条第一項の規定により、電話加入権の譲渡の承認を請求する書類

二　電話加入権に対する滞納処分（国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。）による差押に関する書類

三　電話加入権に対する強制執行による差押又は仮差押若しくは仮処分に関する命令書

2　電話加入権の譲渡の承認は、受付番号の順序によつてしなければならない。

3　電話加入権の譲渡の承認があつたときは、その譲渡の承認は、第一項第二号の差押又は同項第三号の差押、仮差押若しくは仮処分との関係においては、当該電話加入権の譲渡の承認の請求に係る書類を受け取つた時にされたものとみなす。

〔宮田重文君登壇、拍手〕

○宮田重文君　ただいま議題となりました二法案について、通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、公衆電気通信法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、現在、日本電信電話公社が試行的に実施しております地域団体加入電話並びに日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社が試行的に実施いたしております加入電信について、その提供条件等を法定しようとするものであります。

次に、内容のおもなる点を申し上げます。

まず、地域団体加入電話についてでありますが、地域団体加入電話の設置地域は、農山漁村等のごとく、電話による連絡が不便な地域であること、加入契約を締結することができるものは、公社から公衆電気通信役務の提供を受けることを目的として設立した組合に限ること、組合交換設備及び電話機等については自営が認められること、料金については、市外通話料は法定によるが、その他は認可料金となっていること。

次に、加入電信について申し上げます。加入電話に関する業務は、もっぱら国際通信を行うものについては、国際電信電話株式会社が行い、それ以外のものについては日本電信電話公社が行うものであること、加入電信の設備を業として他人の通信の用に供することは、公社または会社と特に契約をした場合等に限ること、料金については、すべて認可料金となっていること、公社または会社は、この法律で定める公衆電気通信役務以外の公衆電気通信役務を試行的に提供することができる旨を規定したこと等であります。

通信委員会におきましては、郵政省、日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社各当局につき、詳細にわたり質疑を行い、本案の慎重審議をいたしたのでありますが、その詳細は会議録によって御承知を願いたいと存じます。

かくて質疑を終え、討論に入りましたところ、日本社会党の鈴木委員より、「加入電信に使用する機械の統一及び料金の適正を期すること」等の希望意見を述べて、「本案に賛成する」旨の発言がありました。

討論を終え、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって、衆議院送付案通り、可決すべきものと決定した次第であります。

次に、電話加入権質に関する臨時特例法案について申し上げます。

現在、電話加入権を質権の目的とすることは、公衆電気通信法において禁止されているが、中小企業者等の電話加入者から、加入権を担保に融資を受けたいという強い要望がありますので、その金融に資するため、一定の条件のもとに、五カ年の時限法として、電話加入権の担保制度を認め、これに伴う所要の規整を行おうというものであります。

次に、本案のおもなる内容について申し上げます。第一に、質権の目的とするものは、現に電話取扱局に収容されている電話の加入権に限ること、第二は、質権者を一定の金融機関等に特定していること、第三は、二重質、転質及び流質を禁止していること、第四は、質権の得喪変更については、日本電信電話公社への登録をもってその対抗要件とすること等であります。

通信委員会におきましては、郵政省及び日本電信電話公社各当局につき、詳細にわたり質疑を行い、本案の慎重審議をいたしたのでありますが、その詳細は会議録によって御承知を願いたいと存じます。

かくて、質疑を終え、討論を省略し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって、衆議院送付案通り可決すべきものと決定した次第であります。

右、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（寺尾豊君）　別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（寺尾豊君）　総員起立と認めます。よって両案は、全会一致をもって可決せられました。

○副議長（寺尾豊君）　この際、日程に追加して、日本貿易振興会法案

中小企業信用保険公庫法案

中小企業信用保険公庫法の施行に伴

う関係法律の整理等に関する法律案（いずれも内閣提出、衆議院送付）
以上、三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○副議長（寺尾豊君）　御異議ないと認めます。
まず、委員長の報告を求めます。商工委員長近藤信一君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

日本貿易振興会法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和三十三年三月二十五日
衆議院議長　益谷　秀次
参議院議長松野鶴平殿

日本貿易振興会法案
目次
第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　役員等（第八条―第二十条）
第三章　業務（第二十一条・第二十二条）
第四章　財務及び会計（第二十三条―第三十一条）
第五章　監督（第三十二条・第三十三条）
第六章　雑則（第三十四条）
第七章　罰則（第三十五条―第三十八条）
附則

第一章　総則

（目的）
第一条　日本貿易振興会は、わが国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施することを目的とする。
（法人格）
第二条　日本貿易振興会（以下「振興会」という。）は、法人とする。
（事務所）
第三条　振興会は、主たる事務所を東京都に置く。
2　振興会は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。
（資本金）
第四条　振興会の資本金は、二十億円とし、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律（昭和三十三年法律第　号）第十条第四号の規定により、同法第十一条第一項第四号に掲げる基金に充てるものとして、政府がその全額を出資するものとする。
2　前項に規定する基金については、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の定めるところによる。
（登記）
第五条　振興会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。
2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
（名称の使用制限）
第六条　振興会でない者は、日本貿易振興会という名称を用いてはならない。
（民法の準用）
第七条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、振興会に準用する。

第二章　役員等

（役員）
第八条　振興会に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事六人以内及び監事二人以内を置く。
（役員の職務及び権限）
第九条　理事長は、振興会を代表し、その業務を総理する。
2　副理事長は、振興会を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して振興会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
3　理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して振興会の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
4　監事は、振興会の業務を監査する。
（役員の任命）
第十条　理事長、副理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。
2　理事は、理事長が通商産業大臣の認可を受けて任命する。
（役員の任期）
第十一条　理事長、副理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
2　役員は、再任されることができる。
（役員の欠格条項）
第十二条　次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。
一　国会議員、国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く。）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員
二　政党の役員
（役員の解任）
第十三条　通商産業大臣は、理事長、副理事長又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。
2　理事長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。
第十四条　通商産業大臣は、理事長、副理事長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長、副理事長若しくは監事に職務上の義務違反その他理事長、副理事長若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。
（役員の兼職禁止）
第十五条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて許可したときは、この限りでない。
（代表権の制限）
第十六条　振興会と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長又は副理事長は、代表権を有しない。この場合は、監事が振興会を代表する。
（代理人の選任）
第十七条　理事長は、振興会の理事又は職員のうちから、振興会の主たる事務所又は従たる事務所の業

務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（運営審議会）

第十八条　振興会に、運営審議会を置く。

2　運営審議会は、理事長の諮問に応じ、振興会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3　運営審議会は、前項の事項に関し、理事長に意見を述べることができる。

4　運営審議会は、委員十二人以内で組織する。

5　委員は、貿易に関し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

6　委員の任期は、二年とする。

7　委員は、再任されることができる。

（役員等の秘密保持義務）

第十九条　振興会の役員若しくは職員若しくは運営審議会の委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（役員及び職員の地位）

第二十条　振興会の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務

（業務の範囲）

第二十一条　振興会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　貿易に関する調査をし、及びその成果を普及すること。（意匠に関するものを含む。）

二　わが国の産業及び商品の紹介及び宣伝を行うこと。

三　貿易取引のあつせんを行うこと。

四　貿易に関する出版物の刊行及び頒布を行うこと。

五　博覧会、見本市その他これらに準ずるものを開催し、若しくはこれらに参加し、又はその開催若しくは参加のあつせんを行うこと。

六　貿易の振興に関する業務であつて、行政庁から委託を受けたもの。

七　前各号の業務に附帯する業務

八　前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務

2　振興会は、前項第八号に掲げる業務を行おうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（業務の方法）

第二十二条　振興会は、業務開始の際、業務の方法を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務の方法で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

第四章　財務及び会計

（事業年度）

第二十三条　振興会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

（事業計画、資金計画及び収支予算）

第二十四条　振興会は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（貸借対照表、損益計算書及び決算報告書）

第二十五条　振興会は、毎事業年度経過後五月以内に、貸借対照表、損益計算書及び決算報告書を作成し、監事の意見を附して、通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（利益及び損失の処理）

第二十六条　振興会は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　振興会は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金の認可）

第二十七条　振興会は、借入金をしようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（余裕金の運用）

第二十八条　振興会は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債の保有

二　資金運用部への預託

三　銀行への預金又は郵便貯金

四　信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託

（財産の処分等の制限）

第二十九条　振興会は、通商産業省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（給与及び退職手当の支給の基準）

第三十条　振興会は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（通商産業省令への委任）

第三十一条　この法律及びこれに基く命令に規定するもののほか、振興会の財務及び会計に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五章　監督

（監督）

第三十二条　振興会は、通商産業大臣が監督する。

2　通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、振興会に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十三条　通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、振興会に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、振興会の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章　雑則

（大蔵大臣との協議）

第三十四条　通商産業大臣は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

一　第二十四条、第二十七条又は第二十九条の認可をしようとするとき。

二　第二十五条又は第三十条の承認をしようとするとき。

三　第二十二条第二項、第二十九条又は第三十一条の通商産業省令を定めようとするとき。

第七章　罰則

第三十五条　第十九条の規定に違反して、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十六条　第三十三条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした振興会の役員又は職員を五万円以下の罰金に処する。

第三十七条　次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした振興会の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一　この法律により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第五条第一項の政令に違反して登記することを怠つたとき。

三　第二十一条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四　第二十八条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第三十二条第二項の命令に違反したとき。

第三十八条　第六条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（振興会の設立）

第二条　通商産業大臣は、第十条第一項の例により、振興会の理事長、副理事長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長、副理事長又は監事となるべき者は、振興会の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長、副理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条　通商産業大臣は、設立委員を命じて、振興会の設立に関する事務を処理させる。

第四条　設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込の請求をしなければならない。

2　設立委員は、出資金の払込があつた日において、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第五条　附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条の引継を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六条　振興会は、設立の登記をすることによつて成立する。

（財団法人海外貿易振興会からの引継）

第七条　昭和二十六年二月二十八日に設立された財団法人海外貿易振興会（以下この条において「財団法人海外貿易振興会」という。）は、振興会の成立の時において解散し、その一切の権利及び義務は、その時において振興会が承継する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

2　振興会は、前項の規定により財団法人海外貿易振興会の権利及び義務を承継した場合において、その資産の価額から負債の価額を控除した残額に相当する金額は、資本準備金として積み立てなければならない。

3　附則第五条の規定により設立の登記がなされたときは、登記官吏は、職権で、財団法人海外貿易振興会の解散の登記をし、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

（経過規定）

第八条　この法律の施行の際現に日本貿易振興会という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2　第六条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第九条　振興会の最初の事業年度は、第二十三条の規定にかかわらず、その設立の日に始まり、昭和三十四年三月三十一日に終るものとする。

第十条　振興会の最初の事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第二十四条中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「振興会の成立後遅滞なく」とする。

（登録税法の改正）

第十一条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「社会福祉事業振興会」の下に「、日本貿易振興会」を、「社会福祉事業振興会法」の下に「、日本貿易振興会法」を加える。

（印紙税法の改正）

第十二条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ三の次に次の一号を加える。

六ノ三ノ二　日本貿易振興会ノ発スル証書、帳簿

（所得税法の改正）

第十三条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「私立学校振興会」の下に「、日本貿易振興会」を加える。

（法人税法の改正）

第十四条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「社会福祉事業振興会」の下に「、日本貿易振興会」を加える。

（地方税法の改正）

第十五条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「社会福祉事業振興会」の下に「、日本貿易振興会」を加える。

［審査報告書は都合により追録に掲載］

中小企業信用保険公庫法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月四日

衆議院議長　益谷　秀次

参議院議長松野鶴平殿

中小企業信用保険公庫法案

中小企業信用保険公庫法

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　役員及び職員（第八条―第十七条）
第三章　業務（第十八条―第二十条）
第四章　会計（第二十一条―第二十五条）
第五章　監督（第二十六条―第二十八条）

第六章　雑則（第二十九条―第三十一条）
第七章　罰則（第三十二条―第三十四条）
附則
第一章　総則
（目的）
第一条　中小企業信用保険公庫は、中小企業者の債務の保証等につき保険を行うとともに、信用保証協会に対してその業務に必要な資金を融通することにより、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にすることを目的とする。
（法人格）
第二条　中小企業信用保険公庫（以下「公庫」という。）は、法人とする。
（事務所）
第三条　公庫は、主たる事務所を東京都に置く。
2　公庫は、主務大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。
（資本金）
第四条　公庫の資本金は、政府の一般会計からの出資金二十億円、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律（昭和三十三年法律第　号）第十条第二号の規定により同法第十一条第一項第二号に掲げる保険準備基金に充てるものとして政府から出資された六十五億円及び附則第八条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額との合計額とする。
2　前項に規定する保険準備基金については、この法律に定めるもののほか、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の定めるところによる。
（登記）
第五条　公庫は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。
2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
（名称の使用制限）
第六条　公庫でない者は、中小企業信用保険公庫という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。
（民法の準用）
第七条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、公庫に準用する。
第二章　役員及び職員
（役員）
第八条　公庫に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。
（役員の職務及び権限）
第九条　理事長は、公庫を代表し、その業務を総理する。
2　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して公庫の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
3　監事は、公庫の業務を監査する。
（役員の任命）
第十条　理事長及び監事は、主務大臣が任命する。
2　理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。
（役員の任期）
第十一条　役員の任期は、四年とする。
2　役員は、再任されることができる。
（役員の欠格条項）
第十二条　次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。
一　国会議員、国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く。）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員
二　政党の役員
三　中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第一項に規定する金融機関及び信用保証協会の役員及び職員
（役員の兼職禁止）
第十三条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。
（代表権の制限）
第十四条　公庫と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合は、監事が公庫を代表する。
（代理人の選任）
第十五条　理事長は、理事又は公庫の職員のうちから、公庫の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。
（役員及び職員の地位）
第十六条　役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
（退職手当の支給の基準）
第十七条　公庫は、役員及び職員に対する退職手当の支給の基準を設けようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
第三章　業務
（業務の範囲）
第十八条　公庫は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。
一　中小企業信用保険法による保険を行うこと。
二　信用保証協会に対し、その保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするために必要な資金の貸付を行うこと。
2　公庫は、事業年度ごとに、保険にあつては中小企業信用保険法に定める融資保険、普通保証保険及び包括保証保険の別による保険価額の総額について、貸付にあつては貸付金の総額について、それぞれ国会の議決を経た金額の範囲内でなければ、前項の規定による保険又は貸付を行うことができない。
（業務の方法）
第十九条　公庫は、業務開始の際、業務の方法を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
2　前項の業務の方法には、保険関係が成立する貸付又は保証の範囲、保険事故、保険金額の保険価額に対する割合、保険料及び保険金に関する事項その他保険に関する業務の方法並びに貸付金の使途、利率、償還期限、貸付金額の限度及び償還の方法に関する事項その他貸付に関する業務の方法を定めておかなければならない。
（事業計画及び資金計画）
第二十条　公庫は、事業年度の半期ごとに、事業計画及び資金計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
第四章　会計
（予算及び決算）
第二十一条　公庫の予算及び決算に関しては、公庫の予算及び決算に

関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の定めるところによる。

（基金）

第二十二条　公庫は、第十八条第一項第一号の規定による保険の事業に関して、保険準備基金を設け、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律第十条第二号の規定により出資された六十五億円並びに附則第八条第二項に規定する中小企業信用保険特別会計の保険基金及び積立金に相当する金額の合計額をもつてこれに充てるものとする。

2　公庫は、第十八条第一項第二号の規定による資金の貸付の事業に関して、融資基金を設け、第四条第一項に規定する政府の一般会計からの出資金二十億円及び附則第八条第二項に規定する中小企業信用保険特別会計の融資基金に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

3　前二項に規定する基金の経理に関しては、他の法律に定めるもののほか、政令の定めるところによる。

（利益及び損失の処理）

第二十三条　公庫は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、これを積立金として積み立てなければならない。ただし、次項の規定による資本金の減額がなされているときは、第四条第一項に定める資本金の額に達するまで資本金に組み入れ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として積み立てなければならない。

2　公庫は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の積立金を取りくずして整理し、なお不足があるときは、その不足の額は、資本金を減額して整理しなければならない。

3　第一項の積立金は、前項の規定により損失をうめる場合を除いては、取りくずしてはならない。

4　第一項の規定による資本金への組入又は第二項の規定による資本金の減額がなされたときは、公庫の資本金は、第四条第一項の規定にかかわらず、その組入又は減額後の額に相当する額となるものとする。

（余裕金の運用等）

第二十四条　公庫は、資金運用部に預託する場合を除いては、業務上の余裕金を運用してはならない。

2　公庫は、業務に係る現金を国庫以外に預託してはならない。

（会計帳簿）

第二十五条　公庫は、主務大臣の定めるところにより、業務の性質及び内容並びに事業の運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

第五章　監督

（監督）

第二十六条　公庫は、主務大臣が監督する。ただし、公庫を当事者又は参加人とする訴訟については、法務大臣が監督する。

2　主務大臣は、この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（役員の解任）

第二十七条　主務大臣は、公庫の役員が第十二条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2　主務大臣は、公庫の役員が次の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一　この法律又はこの法律に基く命令に違反したとき。

二　刑事事件により有罪判決の言渡を受けたとき。

三　破産の宣告を受けたとき。

四　心身の故障により職務を執ることができないとき。

（報告及び検査）

第二十八条　主務大臣は、この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、公庫の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章　雑則

（恩給）

第二十九条　公庫の設立の際現に恩給公務員（恩給法（大正十二年法律第四十八号）に規定する公務員をいう。以下同じ。）として在職する者が、引き続いて公庫の職員となり、さらに引き続いて恩給公務員となつたときは、その恩給公務員に給すべき普通恩給については、公庫の職員としての在職年月数を恩給公務員としての在職年月数に通算する。

2　前項の規定は、公庫の職員となるまでの恩給公務員としての在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達する者については、適用しないものとする。

3　第一項の規定の適用を受ける者についての恩給法第六十四条ノ二（再就職の場合の普通恩給）の規定の適用については、公庫の職員としての就職を再就職とみなす。

第三十条　公庫は、前条第一項の規定の適用を受ける公庫の職員であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、国庫に納付するものとする。

（主務大臣）

第三十一条　この法律における主務大臣は、通商産業大臣及び大蔵大臣とする。ただし、第二十八条第一項に規定する主務大臣の権限は、通商産業大臣又は大蔵大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

第七章　罰則

第三十二条　第二十八条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした公庫の役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

第三十三条　次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした公庫の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一　この法律により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第五条第一項の政令に違反して登記をすることを怠つたとき。

三　第十八条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四　第二十四条第一項の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第二十四条第二項の規定に違反して業務に係る現金を国庫以外に預託したとき。

六　第二十六条第二項の命令に違反したとき。

第三十四条　第六条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第七条及び第八条の規定は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

（公庫の設立）

第二条　主務大臣は、第十条第一項の例により、公庫の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、公庫の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条　主務大臣は、設立委員を命じて、公庫の設立に関する事務を処理させる。

第四条　設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、資本金の払込の請求をしなければならない。

2　設立委員は、資本金の払込があつた日において、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第五条　附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条の事務の引継を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六条　公庫は、設立の登記をすることによつて成立する。

（中小企業信用保険特別会計法の廃止）

第七条　中小企業信用保険特別会計法（昭和二十五年法律第二百六十五号）は、廃止する。

2　中小企業信用保険特別会計の昭和三十三年四月一日に始まる会計年度は、中小企業信用保険特別会計法の廃止の日の前日に終るものとする。

3　中小企業信用保険特別会計の昭和三十二年度及び昭和三十三年度の決算及び損益の処理に関しては、なお従前の例による。

（権利及び義務の承継等）

第八条　中小企業信用保険特別会計法の廃止の際現に中小企業信用保険法による保険事業及び信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）第二十条の二第一項の規定による資金の貸付の事業に関し国が有する権利及び義務（中小企業信用保険特別会計が国の他の会計に対して有する権利及びこれに対して負う義務を含む。以下同じ。）は、公庫の成立の時において公庫が承継する。

2　前項の規定により公庫が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際における中小企業信用保険特別会計の保険基金、融資基金及び積立金の合計額は、政府から公庫に出資されたものとする。

「審査報告書は都合により追録に掲載」

中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月四日

衆議院議長　益谷　秀次

参議院議長松野鶴平殿

（小字及び――は衆議院修正）

中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

（登録税法の改正）

第一条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「第二号ノ八」を「第二号ノ九」に改め、第二号ノ九を第二号ノ十とし、第二号ノ八を第二号ノ九とし、第二号ノ七の次に次の一号を加える。

二ノ八　中小企業信用保険公庫自己ノ為ニスル登記又ハ登録

（印紙税法の改正）

第二条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号ノ四ノ三の次に次の一号を加える。

五ノ四ノ四　中小企業信用保険公庫ノ発スル証書、帳簿

（所得税法の改正）

第三条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「及び公営企業金融公庫」を「、公営企業金融公庫及び中小企業信用保険公庫」に改める。

（法人税法の改正）

第四条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「公営企業金融公庫」の下に「、中小企業信用保険公庫」を加える。

（中小企業庁設置法の改正）

第五条　中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第四号の三を削り、第四号の四を第四号の三とし、第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三　中小企業信用保険公庫に関すること。

第四条第三項中「第五号」を「第五号の三」に改める。

（行政機関職員定員法の改正）

第六条　行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表通商産業省の項中「一二、〇一〇人」を「一一、九九七人」に、「一七四人」を「一三六人」に、「一二三、一二八人」を「一二三、〇七七人」に改め、同表合計の項中「六六七、二六一人」を「六六七、二一〇人」に改める。

（大蔵省設置法の改正）

第七条　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中第六号の四を第六号の五とし、第六号の三の次に次の一号を加える。

六の四　中小企業信用保険公庫を監督すること。

（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の改正）

第八条　国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「公営企業金融公庫」の下に「、中小企業信用保険公庫」を加える。

（退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計

等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の改正）

第九条　退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、中小企業信用保険特別会計」を削る。

（予算執行職員等の責任に関する法律の改正）

第十条　予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第一節　信用保証協会を相手方とするもの
第一款　個別保証保険（第九条の二―第九条の五）
第二款　包括保証保険（第九条の六・第九条の七）
第二節　金融機関を相手方とするもの（第九条の八・第九条の九）」

を「第一節　普通保証保険（第九条の二―第九条の五）
第二節　包括保証保険（第九条の六―第九条の九）」に、「（第十条―第十二条）」を「（第十条・第十一条）」に改める。

「政府」を「公庫」に、「会計年度」を「事業年度」に改める。

第一条中「政府が」を削る。

第二条第一項中「、無尽会社」を削り、同条第二項第二号中「（以下「組合」と総称する。）」を削り、同項第四号の二中「環境衛生同業組合連合会であつて」の下に「、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が常時三十人以下の従業員を使用する者であるもののうち」を加え、同条第三項を削る。

第三条第一項中「政府は」を「中小企業信用保険公庫（以下「公庫」という。）は」に、「及び同法附則第三項の規定によりなおその効力を有する改正前の無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第一条の無尽による給付（以下「給付」と総称する。）」を「（以下「給付」という。）」に改め、同条第二項中「百分の八十」を「百分の五十」に改め、同条第三項を削る。

第四条第一項中「必要なもので」の下に「、その額（給付の場合は、当該給付に係る契約に基いて給付後において受け入れるべき掛金の合計額）が五十万円をこえるものであり、かつ」を加え、同条第二項中「一千万円」を「七百万円」に改める。

第六条中「百分の八十」を「百分の五十」に改める。

「第一節　信用保証協会を相手方とするもの」を「第一節　普通保証保険」に改め、「第一款　個別保証保険」を削る。

第九条の二第一項中「、保険金額の保険価額に対する割合が百分の七十である保険（以下「普通保証保険」という。）及びその割合が百分の八十である保険（以下「小口保証保険」という。）ごとに」を削り、「及び第九条の六第一項」を「並びに第九条の六第一項、第三項及び第六項」に改め、「それぞれ」を削り、同条第二項中「掛金の払込」の下に「。第九条の六第三項において同じ。」を加え、「保険事故とする」を「保険事故とし、保険価額に百分の六十を乗じて得た金額を保険金額とする」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第九条の三第一項中「給付金」の下に「。第九条の六第四項において同じ。」を、「必要なもの」の下に「であつて、その額（手形の割引の場合は手形金額、給付の場合は当該給付に係る契約に基いて給付後において払い込むべき掛金の合計額、特殊保証の場合は限度額。以下この項において同じ。）が五十万円をこえるもの」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該信用保証協会が第九条の六第一項に規定する第一種保険の契約を締結している場合において、前条第一項に規定する債務の保証につき第九条の六第一項に規定する第一種保険の保険関係が成立するものとすれば当該債務者たる中小企業者に係るその保険関係における保険価格の合計額が五十万円をこえることとなるときは、その額は、五十万円をこえることを要しない。

第九条の三第二項中「、普通保証保険にあつては」を削り、「一千万円」を「七百万円」に、「三千万円」を「一千万円」に改め、「、小口保証保険にあつては、小企業者一人につき、合計二十万円（その小企業者が中小企業等協同組合、商工組合又は商工組合連合会であるときは、五十万円）を」を削る。

第九条の四中「以下同じ」を「以下この条において同じ」に、「普通保証保険にあつては百分の七十、小口保証保険にあつては百分の八十」を「百分の六十」に改める。

第九条の五第一項中「信用保証協会を相手方とする個別保証保険」を「普通保証保険」に改める。

「第二款　包括保証保険」を削り、第九条の六の前に次のように加える。

第二節　包括保証保険

第九条の六第一項中「小企業者」を「中小企業者」に改め、「債務の保証をすることにより」の下に「、中小企業者一人についての保険価額の合計額が五十万円をこえることができない保険（以下「第一種保険」という。）及びその合計額が五百万円（その中小企業者が中小企業等協同組合、商工組合、商工組合連合会、環境衛生同業組合、環境衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、一千万円）をこえることができない保険（以下「第二種保険」という。）ごとに」を、「総額が」の下に「それぞれ」を加え、同条第二項中「百分の九十」を「百分の七十」に改め、同条第三項から第五項までを次のように改める。

3　第一項の保険関係においては、保証をした借入金の額を保険価額とし、中小企業者に代つてする借入金の弁済を保険事故とする。

4　第一項の保険関係が成立する保証をした借入金は、中小企業者の行う事業の振興に必要なものに限る。

5　公庫と第一種保険及び第二種保険の契約を締結している信用

保証協会が第一項に規定する債務の保証をしたときは、当該債務者たる中小企業者に係る同項の保険関係における保険価額の合計額が五十万円をこえることとなる前までの債務の保証については、第一種保険の保険関係が成立し、その他の保証については、第二種保険の保険関係が成立するものとする。

第九条の六に次の一項を加える。

6　前項の場合において、当該保証をした借入金の額が五十万円から当該中小企業者につきすでに成立した第一種保険の保険価額の合計額を控除した残額以下であるときは、当該保証については、同項の規定にかかわらず、第一種保険の保険関係が成立するものとする。

第九条の七を次のように改める。

（準用）

第九条の七　第五条、第九条の四及び第九条の五第二項の規定は、包括保証保険に準用する。この場合において、第九条の四中「百分の六十」とあるのは、「百分の七十」と読み替えるものとする。

「第二節　金融機関を相手方とするもの」を削る。

第九条の八及び第九条の九を次のように改める。

（交付金）

第九条の八　公庫は、業務の方法の定めるところにより、信用保証協会が一事業年度内に第九条の六第一項の保険関係に基いて支払を受けた保険金の合計額が当該保険金に係る保険関係及び当該事業年度内に消滅した同項の保険関係に基いて支払つた保険料の合計額に満たないときは、その不足額の一部に相当する金額を当該信用保証協会に交付することができる。

第九条の九　公庫は、業務の方法の定めるところにより、信用保証協会が第九条の六第一項の保険関係に基いて一事業年度内に支払を受けた保険金に係る第九条の七において準用する第九条の五第二項において準用する第八条の規定により公庫に納付した金額の合計額が当該保険金の合計額に一定の率を乗じて得た額をこえるときは、そのこえる額の一部に相当する金額を当該信用保証協会に交付することができる。

第十条中「、第九条の六第一項若しくは第九条の八第一項」を「若しくは第九条の六第一項」に改める。

第十一条第一項中「、第九条の二第一項又は第九条の八第一項」を「又は第九条の二第一項」に改める。

第十二条を削る。

（公庫の予算及び決算に関する法律の改正）

第十三条　公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び公営企業金融公庫」を「、公営企業金融公庫及び中小企業信用保険公庫」に改める。

第五条第三項中「住宅金融公庫」の下に「及び中小企業信用保険公庫」を加え、「並びに」を「、国取金（中小企業信用保険公庫の場合に限る。）並びに」に、「公営企業債券を含み、中小企業信用保険公庫の場合を除く」に改める。

第十六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、大蔵大臣が毎事業年度指定する各目又は各節の経費に予備費を使用しようとする場合においては、みずからその使用を決定することができる。

第十六条第二項中「前項の規定による承認があつたときは、その承認」を「第一項の規定による承認又は決定があつたときは、その承認又は決定」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　公庫は、前項ただし書の規定により予備費の使用を決定したときは、その理由、金額及び積算の基礎を明らかにした予備費使用書を作成し、これを主務大臣を経由して大蔵大臣及び会計検査院に提出しなければならない。

第十四条　中小企業信用保険公庫の最初の事業年度は、公庫の予算及び決算に関する法律第二条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十四年三月三十一日に終るものとする。

第十五条　中小企業信用保険公庫の昭和三十三年度の予算についての公庫の予算及び決算に関する法律の規定の適用については、同法第三条第一項中「公庫は、毎事業年度、その予算を作成し、主務大臣を経由して」とあるのは「主務大臣は、昭和三十三年度の中小企業信用保険公庫の予算を作成して」と、第八条第一項中「国会の議決を経たときは」を「国会の議決を経た場合において、中小企業信用保険公庫が成立したときは」とする。

（通商産業省設置法の改正）

第十六条　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第五号及び第六号中「、中小企業信用保険特別会計」を削る。

第二十七条中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

（信用保証協会法の改正）

第十七条　信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二及び第三十九条第二項を削る。

（経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の改正）

第十八条　経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律（昭和三十三年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号を次のように改める。

二　中小企業信用保険公庫にあつては、第十条第二号の規定による出資の額に相当する金額（第十五条第一項ただし書の規定により保険準備基金を取りくずした場合において、保険準備基金の額からその取りくずした金額（同条第二項の規定による組入金があるときは、その金額を控除した金額）を控除した残額が六十五億円を下るときは、その残額）

附　則

この法律は、中小企業信用保険公庫法（昭和三十三年法律第　号）附則第七条の規定の施行の日から施行する。ただし、第十三条から第十五条までの規定は、中小企業信用保険公庫の昭和三十三年度の予算から適用する。

（近藤信一君登壇、拍手）

○近藤信一君　ただいま議題となりました日本貿易振興会法案及び中小企業関係二法案について、商工委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、日本貿易振興会法案について申し上げますと、本法案は、従来の財団法人海外貿易振興会を改組しまして、新たに特殊法人日本貿易振興会を設立し、その資本金二十億円を全額、政府が出資することにし、この振興会に、貿易に関する調査と、わが国の産業や商品の紹介宣伝等の事業を行わせようとするものであり、その運営については、民間の学識経験者で構成する運営審議会を置いて、重要事項を調査審議させることにしてあります。なお、振興会は通産大臣の監督を受け、それについて所要の規定が設けられているとともに、この振興会が設立されると、従来の海外貿易振興会の一切の権利義務を包括承継することとしております。

以上が本法案の骨子であります。

商工委員会におきましては、参考人の意見を聴取するなど、慎重かつ熱心に審議を行なったのであります。質疑の要点は、資本金の出所を初め、従来の振興会の事業及び将来の運営方針等でありましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと思います。

質疑を終り、討論に入りましたところ、まず、阿部委員より、振興会の役員の欠格条項から、政党の役員を削り、あわせて所要の修正を行う趣旨の修正案が提出され、次いで、相馬委員、大竹委員及び青柳委員より、修正案及び修正部分を除く原案に賛成するとともに、日本貿易振興会が輸出振興のための機関として、機動的な明朗な機関になること、人事に留意すること、さらに大阪にも重点を置くことなど付言して賛成討論がありました。

討論を終り、採決の結果、全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、中小企業信用保険公庫法案及び中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案について申し上げます。

この公庫法案は、中小企業者の債務の保証等につき保険を行うとともに、信用保証協会に対して、その業務に必要な資金を融通することを目的とする中小企業信用保険公庫を設立しようとするものであります。

整理法案は、中小企業信用保険公庫法の施行に伴い、中小企業信用保険法を初め、関係法律に所要の改正を加えようとするものであります。

この中で、主要なものは、中小企業信用保険法の一部改正でありまして、その概要は、信用保証協会を相当方とする包括保証保険の制度を大幅に拡大する反面、従来の融資保険、普通保証保険の制度はその機能を縮小して、しばらく存置せしめるとともに、金融機関を相手方とする保証保険は廃止する等の措置をとろうとしているのであります。なお、衆議院におきまして、普通保証保険の塡補率引き上げのための修正がなされたのであります。

委員会におきましては、これら両法案について、参考人として関係者の意見を徴するなど、慎重に審議を行い、中小企業金融対策を中心として政府の方針をただしたのでありますが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終り、両法案を一括して討論の後、まず、中小企業信用保険公庫法案について採決いたしましたところ、全会一致をもって、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次いで中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案について採決いたしましたところ、これまた全会一致をもって、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

右、三法案について御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（寺尾豊君）　別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。

まず、日本貿易振興会法案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。

委員長報告の通り、修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（寺尾豊君）　過半数と認めます。よって本案は、委員長修正通り議決せられました。

○副議長（寺尾豊君）　次に、中小企業信用保険公庫法案及び中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案全部を問題に供します。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（寺尾豊君）　過半数と認めます。よって両案は可決せられました。

次会は、明日午前十時より開会いたします。議事日程は、決定次第、公報をもって御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十九分散会

○本日の会議に付した案件

一、日程第二　農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

一、日程第三　臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案

一、日程第四　養鶏振興法案

一、日程第五　医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第六　日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

一、日程第七　首都圏市街地開発区域整備法案

一、日程第八　義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案

一、日程第九　公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案

一、日程第十　盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第十一　農業又は本産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第十二　青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律案

一、日程第十三乃至第二十三の請願

一、日程第二十四乃至第二十八の請願

一、日程第二十九乃至第三十八の請願

一、日程第三十九乃至第六十の請願

一、日程第一　通商産業省設置法の一部を改正する法律案

一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

一、昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書（その2）

一、昭和三十一年度特別会計予備費使用総調書（その2）

一、昭和三十一年度特別会計予算総則第十条に基く使用総調書

一、昭和三十一年度特別会計予算総則第十一条に基く使用総調書

一、昭和三十二年度一般会計予備費使用総調書（その1）

一、昭和三十二年度特別会計予備費使用総調書（その1）

一、昭和三十二年度特別会計予算総則第十三条に基く使用総調書
一、けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法案
一、公衆電気通信法の一部を改正する法律案
一、電話加入権質に関する臨時特例法案
一、日本貿易振興会法案
一、中小企業信用保険公庫法案
一、中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

出席者は左の通り。

副議長　寺尾　豊君

議員

常岡　一郎君　田中　茂穂君
島村　軍次君　竹下　豐次君
手島　栄君　中野　文門君
佐藤　尚武君　高良　とみ君
松平　勇雄君　上林　忠次君
迫水　久常君　松岡　平市君
田中　啓一君　梶原　茂嘉君
奥　むめお君　石黒　忠篤君
森　八三一君　西川甚五郎君
青山　正一君　藤野　繁雄君
堀　末治君　宮城タマヨ君
早川　愼一君　野田　俊作君
谷口弥三郎君　新谷寅三郎君
森田　義衛君　加賀山之雄君
後藤　文夫君　田村　文吉君
村上　義一君　本多　市郎君
鶴見　祐輔君　笹森　順造君
江藤　智君　仲原　善一君
成田　一郎君　西田　信一君
堀本　宜實君　鈴木　万平君
吉江　勝保君　前田佳都男君
三木與吉郎君　青柳　秀夫君
雨森　常夫君　小西　英雄君
館　哲二君　山本　米治君
小林　武治君　剱木　亨弘君
大谷　贇雄君　木島　虎藏君
有馬　英二君　大谷　瑩潤君
小柳　牧衛君　井上　清一君
小澤久太郎君　斎藤　昇君
小山邦太郎君　木暮武太夫君
石坂　豊一君　廣瀬　久忠君
西郷吉之助君　植竹　春彦君
草葉　隆圓君　安井　謙君
大野木秀次郎君　川村　松助君
黒川　武雄君　小林　英三君
野村吉三郎君　苫米地義三君
平井　太郎君　増原　恵吉君
松村　秀逸君　榊原　亨君
白井　勇君　最上　英子君
柴田　栄君　大沢　雄一君
宮澤　喜一君　平島　敏夫君
後藤　義隆君　高橋　衛君
重政　庸德君　土田国太郎君
小幡　治和君　伊能　芳雄君
宮田　重文君　三浦　義男君
高野　一夫君　高橋進太郎君
古池　信三君　岡崎　眞一君
佐野　廣君　寺本　廣作君
石井　桂君　関根　久藏君
野本　品吉君　秋山俊一郎君
上原　正吉君　伊能繁次郎君
石原幹市郎君　左藤　義詮君
鹿島守之助君　井野　碩哉君
杉原　荒太君　下條　康麿君
木村篤太郎君　青木　一男君
泉山　三六君　林屋亀次郎君
横川　信夫君　吉田　萬次君
勝俣　稔君　大川　光三君
森中　守義君　北村　暢君
鈴木　强君　藤田藤太郎君
相澤　重明君　木下　友敬君
平林　剛君　山本　經勝君
岡　三郎君　湯山　勇君
亀田　得治君　久保　等君
柴谷　要君　大和　与一君
安部キミ子君　江田　三郎君
近藤　信一君　東　隆君
大倉　精一君　竹中　勝男君
阿具根　登君　藤原　道子君
吉田　法晴君　松澤　兼人君
藤田　進君　小笠原二三男君
成瀬　幡治君　小林　孝平君
島　清君　加藤シヅエ君
赤松　常子君　松本治一郎君
三木　治朗君　千葉　信君
戸叶　武君　荒木正三郎君
市川　房枝君　岩間　正男君
長谷部ひろ君　白木義一郎君
大竹平八郎君　安部　清美君
大河原一次君　伊藤　顕道君
北條　雋八君　天坊　裕彦君
千田　正君　光村　甚助君
鈴木　一君　加瀬　完君
坂本　昭君　阿部　竹松君
大矢　正君　松澤　靖介君
椿　繁夫君　田畑　金光君
中村　正雄君　矢嶋　三義君
横川　正市君　小酒井義男君
河合　義一君　松浦　清一君
天田　勝正君　高田なほ子君
片岡　文重君　永岡　光治君
羽生　三七君　曾祢　益君
栗山　良夫君　山下　義信君
棚橋　小虎君　内村　清次君
山田　節男君

国務大臣

文部大臣　松永　東君
厚生大臣　堀木　鎌三君
郵政大臣　田中　角榮君
建設大臣　根本龍太郎君

政府委員

総理府総務長官　今松　治郎君
自治政務次官　中島　茂喜君
法務政務次官　横川　信夫君
外務政務次官　松本　瀧藏君
大蔵政務次官　白井　勇君
厚生省保険局長　高田　正巳君
農林政務次官　本名　武君
運輸大臣官房長　朝田　靜夫君
電気通信監理官　松田　英一君
電気通信監理官　岩田　敏男君
労働政務次官　二階堂　進君
建設省道路局長　富樫　凱一君

参議院会議録第二十五号中正誤

ページ	段	行	誤	正
五〇七	三	一五―一六	求めまる。	求めます。
五一一	五	八	これました	これまた

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円
（但し良質紙は二十円）（配送料共）
発行所　東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段(33)五三一―五三九官報課